

# 第2次美里町過疎地域持続的発展計画

宮城県美里町



はじめに

現代の地方自治体は、かつてないほど多様で複雑な課題に直面しています。人口減少と少子高齢化の進行、地域経済の停滞、地球温暖化への対応、そして、住民ニーズの多様化など、社会構造の変化に伴う影響は、地域社会のあらゆる分野に広がっています。

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、地方創生の取組が本格的に進められてから10年が経過しましたが、首都圏への人口集中という大きな流れを是正するには至っていません。このため、地方自治体には、地域の実情を踏まえつつ主体的に地域の魅力を創出し、地域に暮らす人々の多様な幸せにつながる施策を展開していくことが、これまで以上に強く求められています。

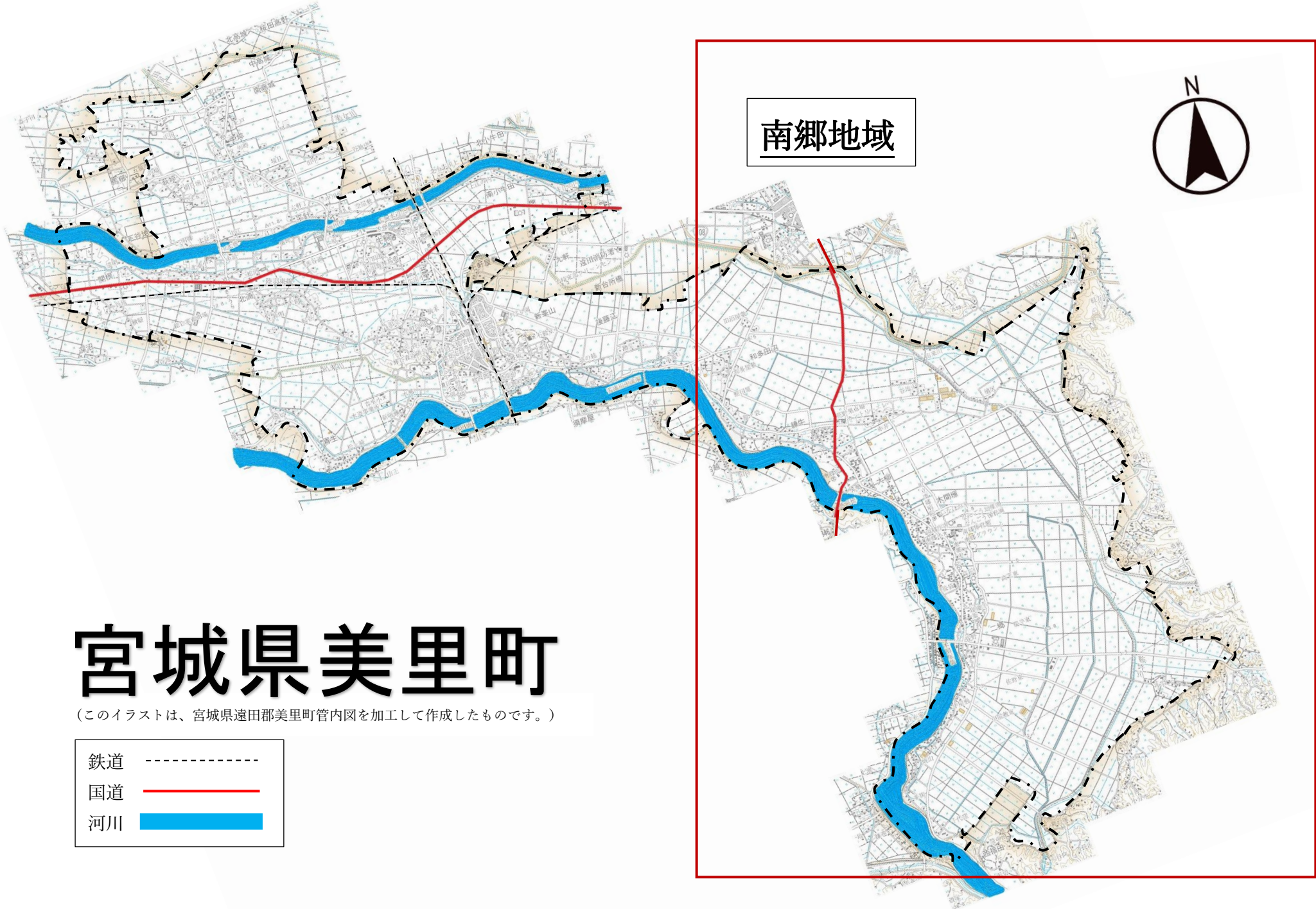
国では、人口の著しい減少に伴い地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある地域を「過疎地域」と定め、「過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）」を制定するなど、これらの地域に対し、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じてきました。

令和3年3月には、旧過疎法が廃止されたことを受け、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）」が制定され、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の一層の向上の実現を目指す施策が展開されることとなりました。

このような中、美里町の南郷地域においては、平成2年から平成27年までの人口減少率が23.9パーセントとなり、新過疎法に定める過疎地域の中期要件に該当したことから、「一部過疎地域」に指定されました。町では、令和3年12月に「美里町過疎地域持続的発展計画」を策定し、国の財政措置を活用しながら、南郷地域の特性を踏まえた振興に取り組んできました。

一方で、人口減少や高齢化の進行など、南郷地域を取り巻く環境は引き続き厳しさを増しており、地域の特性やこれまでの取組の成果を踏まえつつ、将来を見据えた施策の重点化や再構成が求められています。このため、上位計画との整合を図りながら、過疎地域における施策の方向性を改めて整理する必要があります。

本計画は、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（以下「総合計画」という。）第3期基本計画が示す基本的方向と整合を図りつつ、引き続き、南郷地域の持続的な発展を推進していくため、過疎地域における施策を体系的かつ具体化するものとして、「第2次美里町過疎地域持続的発展計画」を策定するものです。



南郷地域



# 宮城県美里町

(このイラストは、宮城県遠田郡美里町管内図を加工して作成したものです。)

鉄道	-----
国道	—————
河川	—————

## 第2次美里町過疎地域持続的発展計画

### 目 次

1	基本的な事項.....	1
	(1) 美里町の概況 .....	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向.....	3
	(3) 美里町が行財政の状況.....	6
	(4) 前計画における取組の概要.....	8
	(5) 前計画の目標の達成状況 .....	11
	(6) 地域の持続的発展の基本方針 .....	14
	(7) 地域の持続的発展のための基本目標 .....	15
	(8) 計画の達成状況の評価に関する事項 .....	16
	(9) 計画期間.....	16
	(10) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 .....	17
	(1) 現状と問題点 .....	17
	(2) その対策.....	18
	(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	18
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	19
3	産業の振興 .....	20
	(1) 現状と問題点 .....	20
	(2) その対策.....	23
	(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	26
	(4) 産業振興促進事項 .....	29
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	29
4	地域における情報化.....	30
	(1) 現状と問題点 .....	30
	(2) その対策.....	30
	(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	31
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	31
5	交通施設の整備、交通手段の確保.....	32
	(1) 現状と問題点 .....	32
	(2) その対策.....	32
	(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	33

(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	34
6 生活環境の整備 .....	35
(1) 現状と問題点 .....	35
(2) その対策.....	36
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	40
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 .....	41
(1) 現状と問題点 .....	41
(2) その対策.....	44
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	51
8 医療の確保 .....	52
(1) 現状と問題点 .....	52
(2) その対策.....	52
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	53
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	53
9 教育の振興 .....	54
(1) 現状と問題点 .....	54
(2) その対策.....	57
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	62
10 集落の整備.....	63
(1) 現状と問題点 .....	63
(2) その対策.....	63
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	63
11 地域文化の振興等.....	65
(1) 現状と問題点 .....	65
(2) その対策.....	65
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	65
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	65
12 再生可能エネルギーの利用の推進 .....	66
(1) 現状と問題点 .....	66
(2) その対策.....	66
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	67
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	68

(1) 現状と問題点 .....	68
(2) その対策.....	68
(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度） .....	69
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	69

## 第2次美里町過疎地域持続的発展計画

### 1 基本的な事項

#### (1) 美里町の概況

##### ア 美里町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、平成18年1月に旧小牛田町と旧南郷町が合併し誕生しました。

宮城県北部に広がる大崎平野の南端に位置し、県都仙台市からは約40キロメートルの距離にあります。町域のほとんどが平たんな土地であり、74.99平方キロメートルにわたって広がっています。山がない地形に加え、一級河川である鳴瀬川と江合川に恵まれていることから、古くから農業が盛んに行われ、県内有数の穀倉地帯として発展してきました。

水稲、麦、大豆、野菜、果樹などの栽培が盛んに行われ、2017年には、持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的水管理システム「巧みな水管理」が評価され、国際連合食料農業機関（FAO）により「世界農業遺産」に認定されました。古くから続く水田農業を背景に、農業と住民の生活が一体となった地域が形成されています。

小牛田地域（旧小牛田町）は、町域を南北に縦断するJR東北本線をはじめ、JR陸羽東線、JR石巻線が接続するターミナル駅を持つ交通の要衝として栄え、交通の利便性をいかした住宅供給地としての役割を担ってきたほか、文化会館や近代文学館を整備するなど、「歴史と文化が薫る町」として、教育・文化振興に取り組んできました。

一方、南郷地域（旧南郷町）は、鳴瀬川の左岸に沿って形成された町で、平たんな地形をいかした大規模な優良農地が広がっています。基幹産業である稲作を中心とした農業振興に取り組んできたほか、平成2年には「生き生き田園ランド南郷21」構想を掲げ、保健、医療、福祉施設のほか、スポーツ施設や野外活動施設の整備を進めるなど、農村における豊かな生活環境の充実に取り組んできました。

##### イ 美里町における過疎の状況

美里町の人口については、戦後の第1次ベビーブームを背景に、昭和30年の国勢調査において30,559人となりピークを迎えました。その後、昭和45年まで減少傾向で推移しましたが、昭和50年からは増加に転じ、昭和60年の国勢調査では28,862人となりました。平成2年以降、再び減少傾向で推移し、平成18年の合併後もその傾向に大きな変化は見られず、令和2年の国勢調査においては、23,994人まで減少しています。

南郷地域の人口については、昭和25年の10,170人をピークに、おおむね減少傾向で推移しています。平成2年に7,695人であった人口は、平成27年には

5, 856人まで減少し、減少率は23.9パーセントとなりました。

このことから、令和3年4月施行の新過疎法における中期要件である減少率21パーセント以上に該当することとなり、「一部過疎」に指定されました。町では、新過疎法の期限である令和13年3月31日までに、過疎対策事業を積極的に展開し、南郷地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図る必要があります。

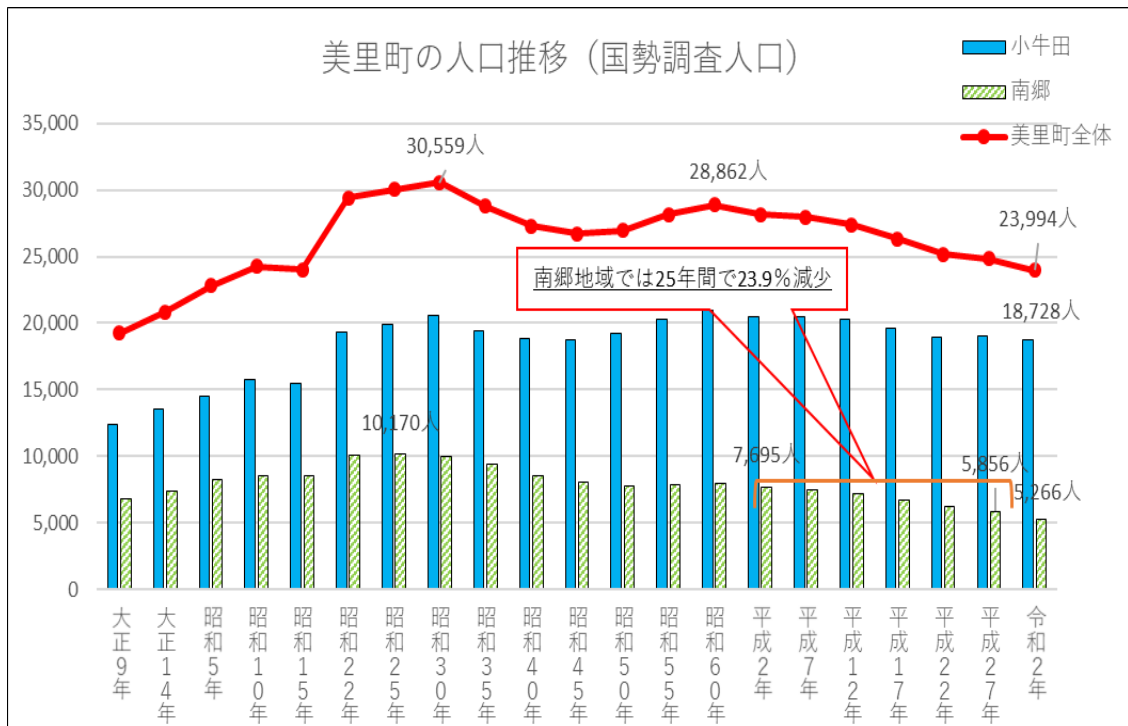


図1 美里町の人口推移(国勢調査人口)

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置づけ等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

美里町の産業については、令和3年の経済センサスにおける事業所数が841事業所となっており、うち、第1次産業で22事業所、第2次産業で169事業所、第3次産業で650事業所となっています。また、従業員数は、7,227人となっており、このうち第1次産業が487人、第2次産業が2,069人、第3次産業が4,671人となっています。人口減少の影響から、いずれの産業においても、担い手の確保・育成と経営基盤強化が課題となっています。

宮城県においては、令和2年に策定した「新・宮城の将来ビジョン」において“富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進”を政策推進の基本的方向として掲げ、新産業の創出や多様な産業分野におけるイノベーションの促進を通じて、付加価値の

創出や生産性の向上を図り、県内総生産や県民所得の増加を目指としています。

本町においても、こうした県の方針を踏まえ、地域産業をけん引する担い手の確保・育成に努めるとともに、農業や中小企業等の経営基盤強化に向けた取組を支援します。また、意欲ある農業者に対する農地の集約支援、事業拡大を目指す中小企業等への資金融通と雇用の促進、空き店舗等を活用した新規出店や事業承継の促進を図ります。

さらに、地域資源である鉄道などの魅力をいかした観光資源の磨き上げを行うとともに、美里町農産物直売所の機能強化を通じて地域内における経済循環を促進します。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

美里町全体の人口の推移については、昭和55年の国勢調査人口28,152人に対し、令和2年は23,994人まで減少しました。若年人口が継続して減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が令和5年に算出した本町の令和22年（2040年）の推計人口は18,554人とされており、今後も人口減少が続くことが見込まれます。

南郷地域については、昭和55年の国勢調査人口7,865人に対し、令和2年は5,266人まで減少しました。特に、若年人口の減少率が高い傾向にあり、出生数の減少に加え、若者の人口流出の影響が顕著に現れています。

表1 美里町全体の人口の推移(国勢調査)<sup>1</sup>

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 28,152	人 28,164	% 0.0	人 26,329	% △6.5	人 24,852	% △5.6	人 23,994	% △3.5
0歳～14歳	6,112	5,471	△10.5	3,258	△40.4	2,820	△13.4	2,628	△6.8
15歳～64歳	19,054	18,425	△3.3	16,190	△12.1	14,142	△12.6	12,743	△9.9
うち									
15歳～29歳(a)	6,012	4,580	△23.8	4,232	△7.6	3,053	△27.9	2,736	△10.4
65歳以上(b)	2,986	4,251	42.4	6,881	61.9	7,883	14.6	8,547	8.4
(a)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-
若年者比率	21.4	16.3	-	15.4	-	12.3	-	11.4	-
(b)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-
高齢者比率	10.6	15.1	-	25.1	-	31.7	-	35.6	-

<sup>1</sup> 表1及び表2の各年齢区分の人口に年齢不詳人口は含まれていない。

表2 南郷地域の人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,865	人 7,695	% △2.2	人 6,718	% △12.7	人 5,856	% △12.8	人 5,266	% △10.1
0 歳～14 歳	1,592	1,526	△4.1	753	△50.7	567	△24.7	452	△20.3
15 歳～64 歳	5,354	4,906	△8.4	4,026	△17.9	3,271	△18.8	2,676	△18.2
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,731	1,172	△32.3	1,090	△7.0	685	△37.2	509	△25.7
65 歳以上(b)	919	1,263	37.4	1,939	53.5	2,015	3.9	2,135	6.0
(a)/総数 若年者比率	% 22.0	% 15.2	-	% 16.2	-	% 11.7	-	% 9.7	-
(b)/総数 高齢者比率	% 11.7	% 16.4	-	% 28.9	-	% 34.4	-	% 40.5	-

イ 人口の見通し

美里町では、総合計画において、令和 2 2 年の目標人口を 1 9, 3 0 6 人と設定し、人口減少の抑制に向けた施策展開を推進しています。

令和 7 年における町の目標人口、社人研及び宮城県の推計人口を比較すると、町の目標人口 2 2, 6 1 0 人、社人研の推計人口は 2 2, 5 8 7 人、宮城県の推計人口は 2 2, 3 7 3 人（令和 7 年 1 0 月時点）となっており、総数ではおおむね同水準にあります。一方で、年齢階層別に比較した場合には、一定のかい離が生じている状況にあります。

主に若年世代のかい離が大きい傾向にあり、目標人口達成には若年世代の獲得に向けた施策展開の重要性が示唆されます。

表3 美里町の人口の見通し

区 分	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
美里町目標人口(人)	22,610	21,489	20,405	19,306
社人研推計人口(人)	22,587	21,292	19,938	18,554
宮城県推計人口(人) R7.10	22,373	—	—	—

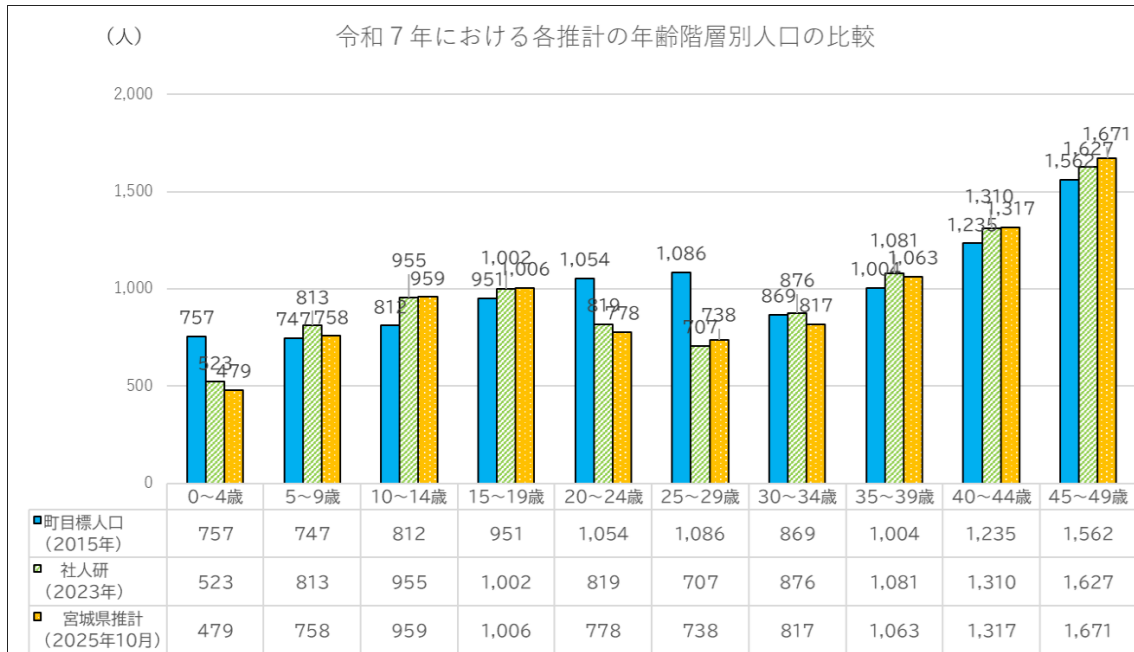


図2 令和7年における各推計の年齢階層別人口の比較(0歳から49歳)<sup>2</sup>

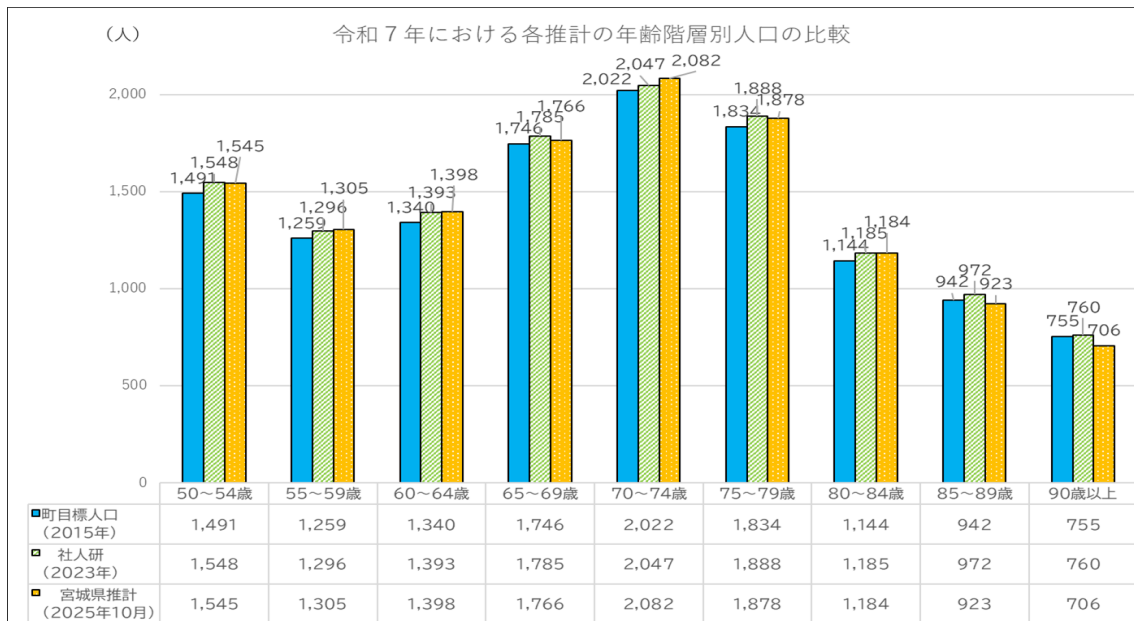


図3 令和7年における各推計の年齢階層別人口の比較(50歳以上)

ウ 産業の推移と動向

美里町の15歳以上の就業人口については、昭和60年の14,204人に対し、令和2年には11,749人となり、減少傾向で推移しています。また、町外の事業

<sup>2</sup> 図2及び図3の宮城県推計の年齢階層別人口は、宮城県公表数値を基に本町が算出した数値

所に従事する人口の割合が高まっています。

基幹産業である農業を含む第1次産業の比率については、昭和60年の25.6パーセントに対し、令和2年には9.9パーセントとなり減少傾向にあり、担い手確保が大きな課題となっています。

建設業や製造業等を含む第2次産業の比率については、昭和60年の27.0パーセントに対し、令和2年には25.9パーセントとなり、おおむね横ばいの傾向にあります。

卸売・小売業、金融業等を含む第3次産業については、昭和60年の47.3パーセントに対し、令和2年には60.7パーセントとなり、増加傾向で推移しています。

近年では、全国的な傾向と同様に、第1次産業に従事する人の割合は減少し、第3次産業に従事する人の割合が高まっています。

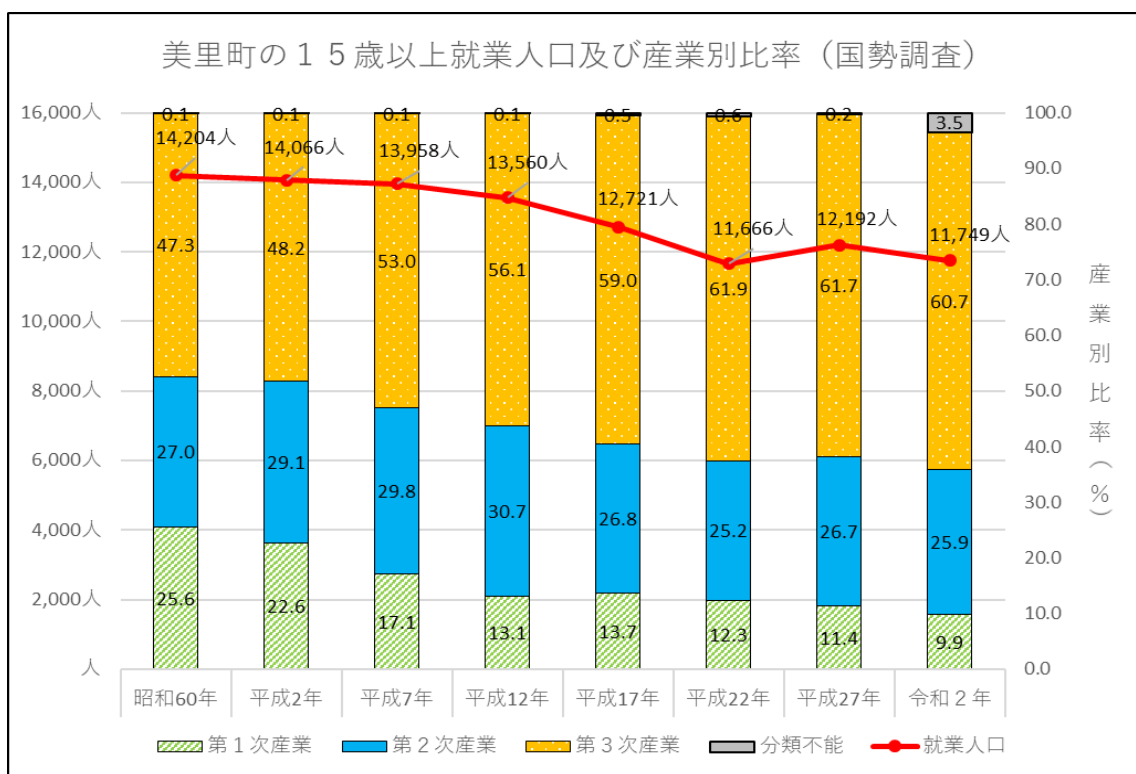


図4 美里町の15歳以上就業人口及び産業別比率(国勢調査)

### (3) 美里町の行財政の状況

#### ア 行財政の現況と動向

本町の行財政を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、人口減少に伴う税収の伸び悩み、社会保障関係経費の増大、更には公共施設の老朽化や防災・減災対策など、多様で複雑な課題を抱えています。こうした中で、限られた財源や人材を最大限にいかしながら、地域に必要なサービスを過不足なく、持続可能な形で提供し続けるための

施策転換が求められています。

一般会計における平成18年の合併後の財政状況については、平成23年に発生した東日本大震災に伴う震災復旧事業費等の影響により一時的に増加しましたが、平成27年度には震災以前の水準に戻っています。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策や特別定額給付金の実施により、歳入147億円、歳出145億円と合併後最大規模となりました。その後は再び110億円前後で推移しているものの、令和6年度には新中学校整備事業の本格化により歳入158億円、歳出154億円と大きく増加しています。

表4 美里町の財政状況(決算)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額A	11,811,379千円	10,609,745千円	14,699,577千円	15,789,365千円
一般財源	6,924,186千円	7,159,998千円	7,544,390千円	7,815,009千円
国庫支出金	959,072千円	853,060千円	4,148,988千円	2,839,270千円
都道府県支出金	456,739千円	682,271千円	769,594千円	727,535千円
地方債	2,871,400千円	795,700千円	1,054,394千円	3,035,191千円
うち過疎対策事業債	0千円	0千円	0千円	175,000千円
その他	599,982千円	1,118,716千円	1,182,211千円	1,372,360千円
歳出総額B	11,326,181千円	10,308,137千円	14,466,904千円	15,372,921千円
義務的経費	4,124,495千円	4,440,467千円	4,477,560千円	5,048,540千円
投資的経費	1,510,726千円	688,455千円	1,586,359千円	4,762,611千円
うち普通建設事業	1,500,006千円	688,455千円	1,582,894千円	4,762,160千円
その他	5,690,960千円	5,179,215千円	8,402,985千円	5,386,540千円
過疎対策事業費	0千円	0千円	0千円	175,230千円
歳入歳出差引額C(A-B)	485,198千円	301,608千円	232,673千円	416,444千円
翌年度へ繰越すべき財源D	190,293千円	90,708千円	35,560千円	54,511千円
実質収支C-D	294,905千円	210,900千円	197,113千円	361,933千円
財政力指数	0.44	0.41	0.43	0.42
公債費負担比率	15.2%	16.5%	13.3%	12.0%
実質公債費比率	15.9%	11.2%	7.5%	7.9%
起債制限比率	-	-	-	-
経常収支比率	83.6%	90.8%	89.6%	89.9%
将来負担比率	125.6%	60.6%	26.5%	46.1%
地方債現在高	14,458,087千円	12,661,841千円	10,842,923千円	11,722,257千円

#### イ 施設整備水準等の現況と動向

主要な公共施設等の整備状況については、表5に示すとおりです。

公共施設の老朽化や維持管理経費の増大が全国的な課題となる中で、本町においても、公共施設全体を包括的に把握し、総合的かつ計画的にマネジメントを行うことが求められています。このため、それぞれの施設の特性や地域の事情を十分に考慮した

がら、合理的な縮減手法の検討を進めるとともに、長寿命化や更新に向けた具体的な取組方法を確立していくことが不可欠となっています。

表5 主要公共施設等の整備状況<sup>3</sup>

区 分	昭和55年度末 (うち南郷地域)	平成2年度末 (うち南郷地域)	平成12年度末 (うち南郷地域)	平成22年度末 (うち南郷地域)	令和2年度末 (うち南郷地域)
<b>市町村道</b>					
改良率 (%)				84.6 (83.4)	85.9 (83.6)
舗装率 (%)				59.1 (34.0)	60.6 (34.7)
<b>農道</b>					
延長 (m)				34,807 (2,220)	55,118 (2,220)
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)					10.8 (0.8)
<b>林道</b>					
延長 (m)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
水道普及率 (%)				99.8	99.9 (100.0)
水洗化率 (%)			31.9 (32.9)	-	79.3 (79.4)
人口千人当たり病院、診 療所の病床数 (床)	1.9 (4.8)	1.9 (4.9)	1.8 (7.0)	2.0 (8.0)	2.1 (9.5)

(4) 前計画における取組の概要

ア 前計画期間における取組の状況

前計画の期間となる令和3年度から令和7年度において、南郷地域で実施した過疎対策事業については、表6に示すとおりです。新過疎法に基づく国の財政措置を活用し、生活基盤の維持や交通、医療や福祉の充実につながる事業を実施し、地域の活力向上を図りました。

<sup>3</sup> 表5の空白部分は、過去数値が不明であるため未記載

表6 令和3年度から令和7年度における過疎対策事業債活用事業一覧

年度	種別	事業名称	事業概要	事業費 (千円)	過疎債 充当額 (千円)
令和3 年度	ハード	南郷放課後児童クラブ施設整備事業	南郷地域の放課後児童クラブの施設整備	120,497	32,600
	ハード	町道整備事業	田沼屋敷線の側溝改修工事	4,421	4,000
	ソフト	公共交通確保維持事業	デマンドタクシー運行業務の委託	11,570	11,500
	ソフト	南郷病院施設運営支援事業	不採算地区病院運営費の負担	27,000	27,000
	小計			163,488	75,100
令和4 年度	ハード	町道整備事業	田沼屋敷線の側溝改修工事 他2路線	13,326	12,500
	ハード	排水路整備事業	福ヶ袋辻屋敷線の排水路改修 工事	4,975	4,900
	ハード	十王山公園環境整備事業	十王山公園環境整備工事の実 施設設計	5,974	5,900
	ハード	なんごう幼稚園改修 事業	なんごう幼稚園の床板改修工事	12,870	12,800
	ソフト	公共交通確保維持 事業	デマンドタクシー運行業務の委 託	11,499	11,400
	ソフト	南郷病院施設運営 支援事業	不採算地区病院運営費の負担	23,500	23,500
	小計			72,144	71,000
令和5 年度	ハード	生き生きセンター改 修事業	生き生きセンターの天井改修工 事	5,959	5,900
	ハード	十王山公園環境整 備事業	十王山公園の電気設備等の環 境整備工事	7,924	7,900
	ハード	なんごう幼稚園改修 事業	なんごう幼稚園の床板改修工事	15,400	15,400
	ハード	町道整備事業	塩釜神社前線の舗装修繕工事 他3路線	29,104	25,800
	ハード	農業集落排水事業	汚水処理施設の機械設備等の 更新	62,785	9,600
	ハード	農業集落排水事業	雨水排水路の新設及び拡幅工 事	61,725	8,400
	ソフト	公共交通確保維持 事業	デマンドタクシー運行業務の委 託	11,493	11,400

	ソフト	南郷病院施設運営支援事業	不採算地区病院運営費の負担	23,500	23,500
	小計			217,890	107,900
令和6年度	ハード	町道整備事業	下二郷大江堀堤道線の道路改良工事 他1路線	3,813	3,800
	ハード	十王山公園環境整備事業	十王山公園のトイレ等の環境整備工事	11,620	11,600
	ハード	南郷テニスコート改修事業	既存テニスコートの改修工事	124,687	124,600
	ハード	農業集落排水事業	汚水処理施設の機械設備等の更新	51,728	11,700
	ハード	農業集落排水事業	雨水排水路の新設及び拡幅工事	183,865	25,500
	ソフト	公共交通確保維持事業	デマンドタクシー運行业務の委託	12,010	11,900
	ソフト	南郷病院施設運営支援事業	不採算地区病院運営費の負担	23,100	23,100
	小計			410,823	212,200
令和7年度 <sup>4</sup>	ハード	町道整備事業	補給あと線の側溝改修工事 他4路線	32,800	32,800
	ソフト	公共交通確保維持事業	デマンドタクシー運行业務の委託	12,020	11,900
	ソフト	南郷病院施設運営支援事業	不採算地区病院運営費の負担	23,100	23,100
	小計			67,920	67,800
合計				932,265	534,000

#### イ 住民意向調査の傾向

令和7年1月29日から令和7年2月17日までの期間に、住民4,000人を対象として住民意向調査を実施し、これまでの取組に対する満足度等について把握しました。満足度調査は、現行の12政策を16項目の取組に整理し、その満足度を100点満点で採点する方式で実施しました。

美里町全体の平均点は66.5点となり、各項目とも60点から70点台の水準となっています。一方、南郷地域の平均点は64.9点となり、各項目とも、小牛田地域と比較して低い評価傾向にあり、特に「移住定住」の項目については57.0点となり、一部過

<sup>4</sup> 令和7年度の過疎対策事業債活用事業については、令和7年10月時点の見込額

疎地域に指定されたことに伴う地域住民の危機感が評価に反映されています。

表7 満足度調査の得点ヒートマップ

項目	平均	学校教育	教育環境	生涯学習	保健医療	高齢者福祉	地域福祉	障害者福祉	子ども子育て	農業振興	商工観光	防災交通防犯	生活環境基盤	生活自然環境	移住定住	住民活動	行財政運営
美里町全体	66.5	66.5	70.4	65.1	70.4	68.1	65.2	65.4	70.0	67.9	65.8	67.8	64.1	65.6	61.1	66.2	64.5
小牛田	67.0	67.1	70.9	65.9	70.6	68.0	65.6	65.9	70.3	68.4	66.3	68.4	64.9	66.2	62.1	66.8	65.1
南郷	64.9	64.7	68.6	62.8	70.3	68.8	63.9	63.7	69.7	66.4	64.1	66.6	61.7	63.9	57.0	63.9	62.5
回答しない	62.6	61.9	66.4	59.7	65.0	64.9	61.5	63.8	64.4	62.6	62.5	62.1	59.6	61.1	60.4	64.2	61.5
未記入	85.3	87.5	87.5	85.0	90.0	92.5	82.5	90.0	82.5	87.5	80.0	82.5	80.0	85.0	80.0	82.5	90.0

(5) 前計画の目標の達成状況

ア 前計画の目標人口の達成状況

前計画における目標人口は、町全体で22,610人、南郷地域で4,997人に設定しています。

これに対し、実績ベースとなる令和7年国勢調査人口（手元集計）は、町全体で22,162人、南郷地域で4,721人となり、目標人口と比較すると、町全体で448人、南郷地域で276人、それぞれ下回る結果となりました。

また、同調査時点における住民基本台帳を基に算出した南郷地域の人口割合は21.3パーセントとなっており、当初に設定した構成比22.1パーセントと同水準を維持しています。一方で、地域別人口割合に基づき時点修正を行った目標人口と当初に設定した目標人口との間には181人のかい離が生じており、さらに令和7年国勢調査人口との比較では95人が下回る結果となっています。

なお、令和2年国勢調査と令和7年国勢調査を比較すると、町全体では1,832人、南郷地域では630人の減少となっており、実数ベースにおいても人口減少が続いている状況にあります。

		令和3年3月末	目標人口
美里町	町全体	24,098人 (100.0%)	22,610人 (100.0%)
	小牛田地域	18,780人 (77.9%)	17,613人 (77.9%)
	南郷地域	5,318人 (22.1%)	4,997人 (22.1%)

令和2年国勢調査人口	
美里町	23,994人
小牛田地域	77.7%⇒18,643人
南郷地域	22.3%⇒5,351人

令和7年国勢調査人口 (手元集計)		→	令和2年国勢調査人口 との比較	
美里町	22,162人			△1,832人
小牛田地域	78.7%⇒17,441人			△1,202人
南郷地域	21.3%⇒4,721人			△630人

目標人口 (当初設定)		→	令和7年国勢調査人口 との比較	
美里町	22,610人			△448人
小牛田地域	77.9%⇒17,613人			△172人
南郷地域	22.1%⇒4,997人			△276人

目標人口 (地域別人口割合補正)		→	令和7年国勢調査人口 との比較	
美里町	22,610人			△448人
小牛田地域	78.7%⇒17,794人			△353人
南郷地域	21.3%⇒4,816人			△95人

#### イ 分野別目標の達成状況

令和7年度末における分野別の目標の達成見込みについては、表8に示すとおりです。全体では、16の目標のうち7つの目標が達成見込みとなっており、達成率は43.8パーセントとなっています。

表8 令和7年度における分野別目標の達成見込み

分野	項目	令和7年度 目標値	令和7年度 見込	達成 状況
1 移住・定住・地域間交流の 促進、人材育成	総人口に占める生産年齢人口の割合(南郷地域)	49.6%	48.3%	未達成

2 産業の振興	集落営農組織の法人化数 (南郷地域)	3法人	2法人	未達成
2 産業の振興	町内農地における保全活動の取組面積 (南郷地域)	92.0%	93.5%	達成
2 産業の振興	遠田商工会の会員数(南郷地域)	113 事業所	105 事業所	未達成
2 産業の振興	観光客入込数(南郷地域)	29 万人	25 万人	未達成
3 地域における情報化	携帯電話の不通エリア事案発生(南郷地域)	0件	1件	未達成
4 交通施設の整備、交通手段の確保	住民バス・デマンドタクシー利用者の満足度	69.0%以上	78.8%	達成
5 生活環境の整備	公営住宅入居者等の満足度	51.5%以上	71.2%	達成
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	要介護・要支援認定を受けていない高齢者の割合(南郷地域)	82.5%	80.4%	未達成
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	保育所における待機児童数 (南郷地域)	0人	0人	達成
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	子育て支援センター登録者数 (南郷地域)	80 人	83 人	達成
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	乳幼児健診受診率	95.0%以上	98.4%	達成
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	福祉活動を行っている団体への登録者数(南郷地域)	489 人	307 人	未達成
7 医療の確保	南郷病院病床利用率	73.0%	54.3%	未達成
8 教育の振興	教育・生涯学習施策に関する満足度	87.7%	87.7%	達成
9 集落の整備	地域づくり支援事業への住民参加者数(南郷地域)	4,480 人	3,808 人	未達成

## (6) 地域の持続的発展の基本方針

令和7年12月に策定した総合計画第3期基本計画においては、町の将来の「ありたい姿」の実現に向けて、5つの主要課題の解決に向けた基本的方向を定めています。

南郷地域においても、これらの基本的方向を踏まえ過疎対策を講じていくことで、人口減少の抑制を図りながら、持続可能な地域の発展を目指します。

### ア 住み続けたい魅力あるまちづくりの推進

若者や女性など多くの人に選ばれる地域となるため、住み続けたい魅力的なまちづくりを推進し、新たな人の流れを創出します。子育て・教育環境の充実、より良い住環境の整備、地域産業の活性化、脱炭素社会の推進、生活安全や生活環境の安定など、包括的な対策を実施し、町の魅力を広く発信することで、関係人口の拡大と移住・定住の促進につなげます。

### イ 教育環境の充実と人材の育成

全ての児童生徒が等しく安心して学校生活を送れるよう教育環境の充実を図るとともに、少子化を見据えた教育環境のあり方を検討します。また、誰もが、人生を豊かにする学習活動や文化・スポーツなどに親しむことができる環境を形成し、多様な学習機会をとおして、地域の担い手となる人材の育成に努めます。

### ウ 子育て環境の充実

子育てをする世代が安心して子どもを生み育てられるよう、社会情勢の変化を的確に捉えながら、ニーズに沿った子育て支援の取組を進めます。また、相談支援体制を充実させ、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進します。

### エ 高齢社会への対応と健康づくりの推進

地域に多様な視点と経験をもたらす高齢者の社会参加を促進します。また、高齢者が健康で充実した生活を送れるよう、若い頃からの健康づくりの取組を支援し、健康寿命の延伸を図ります。

### オ 地域産業の発展と安定した人材供給

地域産業の生産性を向上させるため、農業、商工業、観光業等の担い手確保を支援します。また、地域資源を活用した高付加価値の商品・サービスの開発・販路拡大を支援し、地域の「稼ぐ力」を高め、力強い地域産業を形成します。

(7) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 心わきたつ未来目標

総合計画第3期基本計画では、7つの「心わきたつ未来目標」を掲げています。

この心わきたつ未来目標は、人口減少や社会環境の変化が進む中であっても、まだ見ぬ価値に挑戦し、美里町の新しい“好き”を生み出していくための指針です。

南郷地域における過疎対策においても、これら7つの未来目標を共通のよりどころとし、これまで重点的に取り組んできた生活基盤の維持や交通、医療、福祉の確保に加え、地域の特性や資源をいかした新たな価値の創出に力を入れていきます。

特に、旧南郷中学校跡地の利活用については、地域再生の象徴的な取組として位置づけ、地域住民、企業、大学等との連携・協働により、試行的取組も含めながら持続可能な利活用を具体化していきます。

こうした取組を通じて、南郷地域における交流の創出と地域活力の向上を図り、将来にわたり「心わきたつ」地域の実現を目指します。

**【心わきたつ未来目標】**

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 未来目標 1 | 笑顔あふれる子育て環境をつくります    |
| 未来目標 2 | 住み続けたくなる移住・定住を促します   |
| 未来目標 3 | 地域とともに育む学校運営を推進します   |
| 未来目標 4 | スポーツでつながる健康と暮らしを広げます |
| 未来目標 5 | 挑戦と再生がひらく地域産業を発展させます |
| 未来目標 6 | 脱炭素と経済の調和を図ります       |
| 未来目標 7 | 3つの学び舎を未来の原動力へと再生します |

イ 令和12年の目標人口

総合計画においては、令和22年(2040年)の目標人口を19,306人と定め、その実現に向けた中間年次として、令和12年時点の人口を21,489人に設定しています。

南郷地域の目標人口については、令和7年国勢調査人口(手元集計)を基礎とし、同時点における住民基本台帳人口から算出した地域別人口割合を用いて推計することとしました。この方法により算出した結果、令和12年の目標人口を「4,577人」に設定します。

令和7年国勢調査及び 住民基本台帳に基づく推計 (令和7年10月)		➔	目標人口 (令和12年)	
美里町	22,162人			21,489人
小牛田地域	78.7%⇒17,441人			78.7%⇒16,912人
南郷地域	21.3%⇒4,721人			21.3%⇒ <u>4,577人</u>

地域別人口割合			
令和7年10月1日	住民基本台帳人口	22,610人	
	小牛田地域	17,801人	⇒ 78.7%
	南郷地域	4,809人	⇒ 21.3%

(8) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、令和12年における南郷地域の目標人口4,577人と、国勢調査人口を基礎として算出する推計人口(令和12年10月1日時点)を比較することにより評価を行います。

また、各分野別に設定した分野別目標については、総合計画実施計画書に掲げる指標等を用い、各年度における主要な施策の成果等を通じてその評価を行います。

(9) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(10) 公共施設等総合管理計画との整合

美里町公共施設等総合管理計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)では、公共施設等が抱える課題の解決に向けて、3つの実施方針に基づき適正管理を進めることとしています。

南郷地域における公共施設についても、持続可能な地域社会の形成に必要となる施設の整備や維持補修について、優先順位を考慮しつつ、総合管理計画と整合性を図り実施していきます。

【美里町公共施設等総合管理計画より】

実施方針1	更新工事の分散・分割による修繕・更新費の平準化(ならず)
実施方針2	予防保全型維持管理・長寿命化による修繕・更新費の縮減(のぼす)
実施方針3	公共建築物の質と量の最適化による修繕・更新費の削減(へらす)

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

南郷地域の人口減少を抑制するため、移住・定住につながる住環境の整備、地域間交流の促進による交流・関係人口の創出、地域づくりを担う人材の育成に取り組みます。

若者や子育て世代が「この町で暮らしたい」と思えるような魅力的なライフスタイルを描き、住民一人一人が主役となって未来を創る“わきたつ心”を呼び起こす「選ばれる地域」になる施策展開を進めます。

他方、大崎定住自立圏においては、圏域の魅力に触れてもらう仕組みを構築することで、交流・関係人口の増加を図るとともに、移住に関する情報発信を強化し、移住希望者の選択肢を広げることで移住促進を図ります。

### (1) 現状と問題点

- 少子高齢化の進行により人口減少が見込まれる中、特に都市部から離れた地方ほど人口減少が顕著となっています。一方で、全国では都市部から人を呼び込んで自治体が見られるなど、移住・定住を促進するためには、魅力あるまちづくりが重要となっています。
- 移住・定住の促進には、子育て・教育環境の充実や雇用対策などの取組とともに、住環境に対する取組は欠かせないものとなります。新たな住環境の創出に向けた取組が必要となります。
- 人口減少が進む中、空き家・空き地が年々増加しています。空き家・空き地の中には適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。また、町内の各商店等にあっても、人口減少や店主の高齢化、跡継ぎ不在などによる閉店が散見され、町のにぎわいが失われ住民生活に支障を及ぼすことが心配されます。今後、空き家・空き地の有効活用を促進させる必要があります。
- 令和4年度から地域おこし協力隊を設置し、地域住民、関係団体と連携した活動に取り組んでいます。今後も、地域おこし協力隊の活動をとおした町の魅力創出と情報発信を行い、移住・定住の促進につなげていく必要があります。
- 結婚に対する価値観の多様化、地域社会での人間関係の希薄化などにより、晩婚化・未婚化が進んでいます。特に、進学、就職、婚姻等をきっかけとする若年人口の減少が顕著となっており、地域での出会いの機会が減り、結婚につながりにくい状況となっています。
- 福島県会津美里町、山形県最上町とイベント等をとおし交流を図っています。今後は、関係自治体との連携を推進し、新たな交流の展開が求められています。
- 米国ミネソタ州ウィノナ市と姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を行っています。国際社会に目を向けた人材の育成につながっています。

(2) その対策

- 新たな住環境の創出に取り組みます。町有地や空き地を活用し、民間のアイデアやノウハウを取り入れた生活利便性に優れた住環境の整備を推進します。また、子育て支援と連動した仕組みを構築することで、若者や女性が安心して暮らすことができる移住・定住を促進する環境づくりを行います。
- 空き家バンク制度の情報発信を強化し、これまでの空き家・空き地に加え、空き店舗の登録を促進します。また、民間事業者との連携を図り、空き家等の利用希望者が活用しやすい制度とすることで、空き家と利用希望者のマッチングを推進します。
- 地域おこし協力隊を設置し、地域外の人材を積極的に採用します。地域おこし協力隊の活動をとおして、地域コミュニティの維持・活性化、地域資源の発掘と利活用を推進し、それを美里町の魅力として広くPRすることで、関係人口の拡大を図ります。また、お試し移住体験事業において、住民活動や地域産業と連携した取組を行い移住・定住の促進につなげます。
- 町の将来の担い手となる後継者の結婚を支援します。出会いの機会の提供や相談体制の充実を図ります。
- 福島県会津美里町、山形県最上町との自治体間交流を行います。また、「災害時における相互応援に関する協定」を締結している各自治体と連携し、新たな交流機会を創出します。
- 住民の国際理解を深め地域の国際化を推進するため、関係団体と連携を図り、米国ミネソタ州ウィノナ市からの訪町団受け入れ及び中高生の派遣を実施します。また、地域の外国人との交流を促進させるための多文化交流事業を開催します。

分野別目標	基準年等	基準値		(令和12年度)
●人口の社会増数(令和8年度から令和12年度の累計) ※南郷地域	R2~R6	△74人	⇒	117人
●空き家バンク契約件数(令和8年度から令和12年度の累計) ※南郷地域	R2~R6	5件	⇒	10件

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業(移住・定住)	官民連携住環境整備促進事業	町	

(4)過疎地域持続的発展特別事業(移住・定住)	空き家等利用促進事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(移住・定住)	後継者対策事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(移住・定住)	定住促進奨励事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(人材育成)	地域おこし協力隊設置事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(地域間交流)	地域間交流推進事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(地域間交流)	国際交流事業	町	
(5)その他	中学校跡地等活用推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

### 3 産業の振興

南郷地域における産業の発展と雇用を確保するため、農業、商工業、観光業等の担い手確保に取り組みます。また、地域資源を活用した高付加価値の商品・サービスの開発・販路拡大を支援します。

大崎定住自立圏においては、物産観光イベントやインターネット等での幅広いPR活動を行うとともに、世界農業遺産の保全と活用の取組の相乗効果により、圏域全体の魅力、知名度を向上させ、地場製品の販路拡大と交流人口の拡大を図ります。

#### (1) 現状と問題点

##### ア 農業の振興

- 農業者の高齢化、後継者不足がより深刻になり、農業者の減少が進展しています。地域農業を担う集落営農組織においても、構成員の減少、高齢化が進み、組織の法人化の動きが停滞しています。地域農業の受皿となる農業経営体の経営力強化が不可欠であり、地域農業をけん引できる力強い経営体の確保・育成が求められています。
- 農業経営の法人化、経営規模の拡大に伴い、経営リスクの分散が必要な経営体が増加しており、農産物の出荷、販売形態が多様化しています。農業経営の更なる高度化やリスク分散による経営の持続性の確保が必要です。
- 労働力不足の解消や生産効率の向上のため、ロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用したスマート農業や、乾田直播等の省力化栽培技術の普及・推進が必要です。
- 農家の後継者不足が深刻化する中、新たな担い手として期待される新規就農については、農地の確保や初期投資の負担が参入の障壁となっています。雇用就農については、季節によって作業量が変動し繁忙期と閑散期の差が大きいため、安定した雇用が難しい状況です。また、担い手の確保には安定した労働環境の整備促進とともに、農業が持つ魅力の発信も重要です。
- 農業用施設については、長寿命化や機能強化による既存施設の有効活用、設備投資の抑制の取組が想定されます。また、農業用ハウス等の遊休化が懸念され、貴重な生産基盤として次世代に引き継ぐための対策が想定されます。
- 野生鳥獣被害が深刻化し、農作物被害にとどまらず、農林環境や農村生活の安全に影響を及ぼしています。鳥獣被害対策実施隊員の高齢化により活動の継続が懸念されることから、担い手の確保が求められています。また、病害虫による農作物への被害防止対策についても継続的に取り組む必要があります。
- エシカル消費への関心の高まりなど消費者意識の変化により、農業においても温室効果ガスの排出抑制や環境に配慮した生産方式など、環境負荷低減の機運が高

まっています。一方で、環境負荷低減の取組は、生産物の収量低下や労働負担の増大等の課題があることから、環境負荷低減と経済活動を両立させる持続可能な食料システムの構築が求められています。

- 本町の農産物直売所は、地産地消、農業者の所得向上に寄与する地域経済循環の拠点であり、多くの人々が集う交流・情報発信の拠点でもあります。今後、利用者・出店者の高齢化により、売上げや出品数の減少が懸念されることから、持続的な運営体制の構築が必要です。
- 農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地の賃貸借（利用権設定）は農地中間管理機構を利用した貸借に一本化され、従来の相対での賃貸借から地域計画に基づいて担い手に集約化していくことが基本となりましたが、新たな制度の認知度の向上及び農地の出し手の意識改革による円滑な農地の集約化が課題となっています。
- 新規就農等、農業への新規参入に当たり、農地の確保が参入障壁の一つとなっています。
- 農業経営の安定には、農地利用の流動性を高めることが重要です。意欲ある担い手に農地を集約し、スケールメリットをいかした低コスト・高収益化による経営展開が必要です。
- 農地の流動化には、農地所有者や担い手間、地域内における土地利用の合意形成が必要です。手続の迅速化を図り、地域の担い手への農地の集積・集約を図る必要があります。
- 農村集落の機能維持のため、各集落において共同活動が展開されていますが、高齢化や人口減少の影響から、作業負担が増加しています。共同活動の維持や軽労化が必要です。また、農村機能の維持管理活動においても環境負荷低減を意識した取組が求められています。
- 大崎地域における「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」が世界農業遺産に認定されたことを機に、農業が育む文化、生物多様性、農村景観等を後世に継承していく取組が求められています。
- 農業農村整備事業は、農業生産の効率化や農村地域の基盤整備に貢献する重要な取組です。一方で、遊休農地や耕作放棄地の増加が、整備の効果を限定的にしてしまうことから、地域計画と整合性を図りながら取組を行う必要があります。
- 過去に整備された農業用施設は、長寿命化対策が必要な時期を迎えています。また、治水対策を踏まえた農村地域の保全のため、水田や農業用水利施設が持つ洪水対策機能への期待が一層高まっています。
- 畜産農家については、高齢化や後継者不足により、令和3年度から令和6年度までに約25パーセントが減少しています。飼養頭数については、令和3年度から令和6年度までに約17パーセントが減少しています。畜産農家が減少する一方で、飼

養頭数の減少率が少ない要因は、比較的小規模な畜産農家が廃業している傾向にあることが考えられます。畜産農家を維持するための取組が重要です。

- 令和3年度以降、物価上昇等に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等により、牛肉需要が減少し、子牛価格・枝肉価格が低迷しています。また、輸入への依存度が高い配合飼料の価格高騰が、畜産経営を圧迫している状況です。
- 健康志向の高まりにより消費傾向に変化が生じています。従来の「霜降り肉」に加え、脂肪分が控えめでヘルシーな「赤身肉」を選ぶ人が増えており、多様なニーズに対応した、特色のある和牛産地を形成するため、優良繁殖牛の育種・改良による品質の向上が求められています。また、生産コストの高騰や子牛価格の変動に対応するため、畜産農家と関係団体の連携した取組が求められています。

#### イ 商工業・観光物産等の振興

- 制度資金は、商工業者の資金需要に対し大きな役割を果たしています。物価高騰等の影響により商工業者による町の制度資金の活用は、年々増加している状況にあることから安定した資金の融通が求められています。また、宮城県の有効求人倍率は、令和6年度平均で1.25倍となり、企業等における人材確保は依然として大きな課題となっています。雇用確保を更に促進するための支援の充実が求められています。
- 立地企業が新たな設備を導入した場合等の事業拡大に対し、奨励金を交付するなどの支援を実施しています。既存の立地企業に対する支援を実施するとともに、新たな企業の立地を模索し、継続的な誘致活動を実施する必要があります。
- 商工業者の経営改善や商店街の活性化に取り組む遠田商工会に対し、円滑な事業展開が図られるよう、支援を行っています。今後も、地元商工業者の身近な存在である遠田商工会の運営を支援するとともに、連携体制を一層強化していく必要があります。
- 美里町起業サポートセンター「Kiribi」の運営により、年々、起業相談者や施設利用者が増加し、「起業」という言葉が浸透しつつあります。今後も、Kiribiの設置効果を最大限に発揮するため、起業相談会の開催やシェアオフィスの貸出しなど、利用者の確保対策を講じる必要があります。
- 商店街においては、廃業が相次いでおり、空き店舗等が増加し、街の活気が減退しています。商店街の「にぎわい」を取り戻す対策が必要です。
- 高齢者の就業機会確保のため美里町シルバー人材センターの運営を支援しています。高齢者雇用安定法の改正に伴い、多くの企業で退職年齢の引上げが行われていることから、今後、シルバー人材センターの会員数は減少していくことが見込まれます。会員数確保の取組とともに、高齢者の就労機会の創出が求められています。

- 本町の観光と物産を広く周知するため、事業者や関係機関が連携して町内外の物産観光イベント等に参加し、町の物産観光PR活動に取り組んできました。町内外におけるイベントへの参加等により、交流人口の増加に向けた多くの機会を設けることが必要です。
- 東北地方で初めて認定された世界農業遺産をいかし、農業と農村環境が育む文化、生物多様性、景観等、保全活動を通じて創出される付加価値を地域経済へ波及させる取組が求められます。農産物の付加価値の創出は、農商工連携及び6次産業化を推進し、商品開発等の支援により一定の成果をあげてきました。新たな商品について、認知度向上や販路拡大につなげていく必要があります。
- 住民、事業者等によって組織された実行委員会が主体となり、地域の伝統や特色をいかした催事が毎年開催されています。また、企画提案による新たな催事が企画・開催され、事業活動の推進につながっています。一方で、以前から開催されている催事については、関係者の高齢化等による催事の継続が懸念され、新たな人材の掘り起こし、担い手の確保が求められています。
- 観光関連施設の入込客数は、コロナ禍の影響を脱し増加傾向にありますが、今後、人口減少の影響による収益の低下、持続的な運営体制の確保、施設の老朽化対策等の課題があります。

## (2) その対策

### ア 農業の振興

- 大・中規模の農業経営体を、地域農業をけん引する中心的な担い手として、農業経営基盤強化促進法における「地域計画」に位置づけ、法人化等の経営の効率化や生産性の向上など、経営力の強化を促進します。また、集落営農組織においては、今後の組織のあり方について相談・検討を行う体制を構築します。
- 本町の農地条件等の強みをいかし、かつ、需要に応じた生産を推進するとともに、実需者との連携等により生産から流通・販売体制の構築を図ることにより、多様な営農の展開による個性豊かな農産物の産地化を目指します。
- スマート農業の実践に向けた、ICT、ロボットの活用等、先進技術の導入や省力化の栽培技術の普及・推進を図ります。
- 企業等の農業参入を促進します。企業等が持つアイデアや先端技術をいかしたイノベーションによる農業を展開し、新たな地域産業を創出します。
- 農福連携の取組推進、農業分野の地域おこし協力隊の任用、農業体験等の農業の魅力発信により、新規就農を促進します。また、農業経営体の経営力強化により雇用就農を促進し、将来の農業の担い手確保を図ります。農業施設の長寿命化や機能強化による既存施設の有効活用により、設備投資の抑制を推進するとともに、新規就農者等の次世代の担い手への遊休化施設の継承を支援します。

- 有害鳥獣駆除及び病虫害防除の取組を支援します。また、担い手確保対策を行い活動の継続を支援することで、良好な生産環境を維持します。
- 化学肥料、化学合成農薬の低減の取組を継続的に支援するとともに、有機農業等の環境に配慮した生産方式の導入・拡大と慣行農業との共生を図ります。また、営農型太陽光発電を活用した農地の有効活用等、カーボンニュートラルの取組を推進し、環境負荷低減と経済活動を両立させる取組を支援します。
- 美里町農産物直売所（花野果市場）においては、販売・サービス等、時代の潮流に即した利用者サービスを拡大するとともに、出店者の出荷支援の充実を図ります。また、新たな客層の開拓を行うため、学生、若手農業者、商工業者、福祉関係者等と連携した取組を行うことで、農産物直売所の持続的な運営の構築を支援します。さらに、出店者の支援、利用者サービスの拡大、新たな客層の開拓につながる施設の機能強化を行います。
- 農地利用の意識改革を図り、経営形態や生産方式に応じたすみ分け（ゾーニング）を促進し、農地利用の更なる効率化を促進します。
- 新規就農やU I Jターンなどの環境づくりとして、農地のマッチングや移住・定住対策、空き家バンクとの連携などに努めます。
- 農地の賃貸借にかかわる制度や手続について、幅広い方法で周知を行い制度の理解に努めます。
- 令和6年度までに策定した地域計画に基づき、農地集積・集約の加速化を図るため、地域の担い手を支援することで、農地利用の効率化と高度化を推進します。
- 農地の利用状況や保有状況の管理を行うとともに、相談体制の強化を図ります。また、関係機関との連携により、農地流動化の手続の迅速化を図り、農地の集積・集約化を推進します。
- 農業農村が持つ多面的機能の発揮を促進するため、地域における共同活動を支援するとともに、先端技術や環境負荷低減につながる機器等の導入による作業の自動化・効率化を支援します。
- 世界農業遺産認定の柱である「巧みな水管理システム」や農業生産と生物多様性の共生など、持続可能な農業システムを官民が一体となり、後世に継承していきます。また、地域内産出物のブランド認証取得を推進し、付加価値向上を図ります。
- 担い手への農地集積、農業生産の効率化を促進するため、地域計画と連動した農村機能及び生産基盤の維持向上を図ります。
- 農業生産活動や地域の排水機能を安定的に維持するため、関係機関と連携し優先度を考慮しながら、農業用施設の効率的かつ効果的な維持管理を行います。また、水田が持つ雨水貯水能力を活用した「田んぼダム」に取り組み、農村機能の維持向上を図ります。
- 宮城県産の子牛や仙台牛ブランドをいかした販売促進に向け、畜産農家と関係団

体が連携した取組を推進するほか、消費者ニーズに応じた肉用牛の生産、品種改良等の取組を支援し、生産性向上と飼養牛の質の向上を図ります。また、優良素牛の導入を推進するため、導入費用の負担軽減を支援します。

- 飼料価格の変動による影響を低減させるため、水田を活用した飼料作物の生産及び耕畜連携の取組を推進します。
- 高齢化や後継者不足による影響を低減させるため、畜産農家の事業継続や担い手確保に向けた取組を支援します。

#### イ 商工業・観光物産等の振興

- 中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展が図られるよう、経営基盤の強化に向けた支援を推進します。安定した資金融通の確保のため、関係機関との連携強化を図るとともに、商工業者等の資金需要に対応します。また、企業における人材確保の取組を支援するとともに、地方創生に結びつく地方回帰に向けた就労環境の整備に取り組みます。
- 新たな設備投資など、事業拡大や生産性の向上を図る企業のニーズに応えるとともに、税の特例措置など国・県等の支援制度を取り入れながら立地企業の支援に努めます。
- 遠田商工会の事業が効率的かつ効果的に実施されるよう団体運営を支援し、連携体制の強化により商工業者の支援に努めます。また、地域の経済循環を促進する仕組みづくりを支援し、地域経済の活性化を図ります。
- 起業家の創出に向けた機運を醸成するとともに、起業相談会の開催やK i r i b iの利用促進に取り組み、起業・創業者の更なる創出を図ります。また、起業者と商店街を結び、空き店舗などを活用した新規出店や事業創出、事業承継の取組を支援します。
- 美里町シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就労機会を創出します。会員数確保の取組とサービスの充実に向けた取組を支援します。
- 美里町物産観光協会や主体的にイベント等を開催している団体と連携し、美里町の持つ風土、文化、歴史等、地域資源をいかした観光コンテンツの提供に取り組みます。
- 町の地域資源を磨き上げ、町に訪れていただける観光資源へつなげるとともに、近隣自治体や世界農業遺産を構成する大崎地域内など、広域的な視点による観光コンテンツの創出とプロモーションに取り組みます。
- 農商工連携及び6次産業化を推進し、町内事業者の経済活動の活性化につながる高付加価値商品の創出及び販路拡大に取り組みます。世界農業遺産に関する事業やふるさと納税と連動した取組を行うことで、町の認知度向上を図ります。
- 地域の伝統的な催事に対する継続的な支援に加え、住民・事業者等が主体となった

企画提案型による新たな催事についても支援し、地域活性を促すとともに、地域内の新たな人材の創出などの活性化策を講じます。

- 美里町交流の森・交流館（でんえん土田畑村）について、民間事業者のノウハウを最大限にいかし、トレンドを捉えた来訪者に対するサービスを提供することで集客力の強化を図ります。
- 地域資源である鉄道の魅力をいかし、観光や交流の拠点を創出するとともに、鉄道にちなんだ様々なイベントや情報の発信を展開することにより、「鉄道の町 美里町」の認知度の向上と入込み客の増加を図ります。
- 町の魅力を発信するとともに、「美里町」の認知度向上のため、SNSを活用した情報発信を強化していきます。

分野別目標	基準年等	基準値		(令和12年度)
●経営規模が30ヘクタール以上の大規模経営体数 ※南郷地域	R6	3経営体	⇒	8経営体
●担い手への農地集積率 ※南郷地域	R6	74.8%	⇒	90.0%
●空き店舗を活用した開業・開店件数	R6	0件	⇒	1件
●観光客入込数 ※南郷地域	R6	25万人	⇒	26万人

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備(農業)	国営かんがい排水事業	国	
	(1)基盤整備(農業)	国営基幹水利施設管理事業	国	
	(1)基盤整備(農業)	県営ほ場整備事業	県	
	(1)基盤整備(農業)	県営基幹水利施設管理事業	県	
	(1)基盤整備(農業)	水利施設管理強化事業	土地改良区	

(1)基盤整備(農業)	団体営土地改良施設管理事業	土地改良区	
(1)基盤整備(農業)	豊かなふる里保全整備事業	町	
(1)基盤整備(農業)	農道維持管理事業	町	
(4)地場産業の振興(技能習得施設)	農村婦人の家施設管理	町	
(4)地場産業の振興(流通販売施設)	農産物直売所施設管理	町	
(9)観光又はレクリエーション	交流の森・交流館施設管理	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	園芸生産組織育成事業	協議会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	認定農業者連絡協議会事業	協議会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	資金利子補給事業	県、町、農協	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	地域農業の担い手創出事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	アグリスタートアップ支援事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	有害鳥獣駆除対策事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	みやぎの水田農業改革支援事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	経営所得安定対策推進事業	協議会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	農作物産地形成作付転換促進事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	環境保全型農業支援事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	園芸特産重点強化整備事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	担い手確保・経営強化支援事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	アグリ・カーボンニュートラル推進事業	協議会	

(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	農業振興事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	農地集積集約加速化サポート事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	大崎地域世界農業遺産推進事業	協議会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	農地・水保全管理対策事業	保全活動組織	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	田んぼダム普及促進事業	県、町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	農業経営高度化支援事業	土地改良区	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	森林環境整備事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	畜産振興事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(商工業・6次産業化)	中小企業振興事業	町、商工会、金融機関	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(商工業・6次産業化)	商工振興事業	町、商工会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(商工業・6次産業化)	起業促進事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(商工業・6次産業化)	アケル・プロジェクト(空き店舗等活用)推進事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(企業誘致)	企業立地促進事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(観光)	観光物産振興事業	町、物産観光協会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(観光)	観光コンテンツ創出支援事業	町、商工会	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(観光)	産業振興催事開催支援事業	実行委員会等	
(10)過疎地域持続的発展特別事業(観光)	ふるさと応援寄附金返礼品創出支援事業	町	

	(10)過疎地域持続的発展特別事業(その他)	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センター	
	(11)その他	中学校跡地等活用推進事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
美里町南郷地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、畜産業、旅館業	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容  
上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

## 4 地域における情報化

南郷地域の住民の利便性向上を図るため、デジタル技術の活用、DXの推進に取り組みます。また、情報格差（デジタル・ディバイド）が発生しないよう、情報通信インフラの維持に取り組みます。

大崎定住自立圏においては、電子申請に係る運用改善、効率的な電算システムの共同利用に向けた情報共有に努めます。

### (1) 現状と問題点

- 多様化する住民ニーズに対応するため、DXの推進による利便性向上が求められています。また、職員の確保が困難になる中で、DXの推進による業務効率化と省力化が求められています。
- 広報紙や町ホームページを通じた基本的な情報発信に加え、今後はSNS等を活用したプロモーション戦略を強化し、町の魅力や暮らしの情報をより多くの人に届けるとともに、必要な情報を必要な人へ“届くかたち”で発信する戦略的な広報の展開が重要です。
- 町内には、既に光ファイバー回線や携帯電話基地局など情報通信インフラが整備されていますが、大規模災害等の非常時においても情報通信サービスを継続して利用できるよう通信環境の維持は欠かせません。また、情報インフラをいかした医療・福祉の充実など、生活利便性の向上が求められています。

### (2) その対策

- DXの目的と必要性を明確にし、費用対効果を踏まえた導入検証を行いながら、現状課題に即したDXを推進します。住民の利便性向上のため、行政手続のオンライン化、マイナンバーを活用したサービスの充実、高齢者がスマートフォン等デジタル機器に慣れ親しむ取組を推進します。
- 行政運営の効率化のため、DXに対する意識醸成を図りながら、定型業務の自動化、AI等のデジタル技術の積極的活用に取り組みます。
- 情報の性質や対象層、各メディアの特性に応じて、最適な広報ツールを選択し、発信力の最大化を図っていきます。行政情報の発信の窓口である町ホームページを更に充実させるとともに、SNS等を活用した“攻めの発信”を推進し、“知りたい”をかなえ、知るたびに美里を好きになってもらえるよう、町の魅力や取組がより多くの人に届き、動きを生み出すプロモーション力の向上を目指します。そのため勉強会や実践を通じ、全庁的な体制づくりを進めていきます。
- 情報通信インフラの維持に努めます。また、民間事業者と連携した取組の検討を進め、地域のDX化を推進することで、住民の利便性向上を図ります。

分野別目標	基準年等	基準値	(令和12年度)
●行政手続オンライン申請 件数	R6	2,985件	⇒ 5,000件

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展 特別事業(デジタル技術活用)	自治体DX推進事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業(デジタル技術活用)	DXスマート窓口実証事業	町	
	(3)その他	中学校跡地等活用推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

南郷地域における住民生活及び経済活動等を支える交通施設の整備を促進するとともに、安全、安心な地域公共交通の充実を図ります。

大崎定住自立圏においては、住民バスの効率的運行と利便性向上の取組を検討するとともに、その他交通アクセス及び公共交通ネットワークに関する課題を協議し、効率的な運行体系の確立を図ります。

### (1) 現状と問題点

#### ア 交通環境の整備

- 道路・排水路の維持管理に努めていますが、修繕等の要望が増加しています。安心で快適な生活ができるよう、要望に対して適切な対応を講じる必要があります。
- 社会環境の変化や地域の実情に合わせた交通環境の整備が求められています。
- 橋りょうの維持管理に努めていますが、老朽化が進んでいます。損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全を行うことや、計画的な点検・調査を行うことが必要になっています。

#### イ 公共交通の充実、交通安全の確保

- 本町の住民バス事業は、鹿島台から南郷、小牛田、古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する4路線をバス運行事業者に委託し実施しています。利用率が低調な路線の利便性・効率性の向上が必要です。また、南郷地域では、利用区域を限定したデマンドタクシーを運行しており、利用者の高い満足度を維持する必要があります。
- 住民のライフスタイルの変化により地域公共交通に対するニーズも変化しています。公共交通に対する住民ニーズの把握と検討が必要です。
- 交通安全対策会議及び交通安全指導隊を設置するとともに、交通安全推進協議会、交通安全協会、交通安全母の会連合会等と協力し、交通安全対策に取り組んでいます。本町では、令和7年9月に死亡事故ゼロ2年間を達成しましたが、全国的には、高齢運転者による交通事故が増加傾向にあることから、事故を未然に防ぐ取組が求められています。また、交通安全指導隊員の高齢化により隊員数が減少しており、交通安全活動の継続に向けた対策が求められています。

### (2) その対策

#### ア 交通環境の整備

- 要望があった箇所状況を把握し、道路・排水路の適切な維持管理に努めます。
- 道路の改良等については、周辺交通環境を考慮し、安全・安心な道路整備を行います。

➤ 定期的な橋りょうの点検を実施し、地域の実情を把握しながら、優先順位を考慮した橋りょうの維持管理に努めます。

イ 公共交通の充実、交通安全の確保

➤ 住民バス事業について、利用率が低調な路線について調査を実施し、バス停の変更やダイヤ改正など地域の実情を踏まえた効率的な運行の検討を行います。また、デマンドタクシーの利用者の要望及び意見を集約し、デマンドタクシーの利便性向上に努めます。

➤ 地域公共交通に対する住民ニーズの把握を行います。また、利便性や効率性を踏まえ、ボランティア輸送等の新たな交通手段の検討を行います。

➤ 交通安全関係団体と連携し、交通事故の撲滅を目指します。高齢者を対象とした交通安全教室を開催するほか、SNS等を活用した情報発信の強化を図り、住民の交通安全意識の啓発に努めます。また、交通安全指導隊員の確保を図りながら、交通安全活動のあり方について検討します。

分野別目標	基準年等	基準値		(令和12年度)
●橋りょうの定期点検率(令和8年度から令和12年度の実施割合)	R7見込	100%	⇒	100%
●デマンドタクシー利用者数	R6	2,502人	⇒	2,500人
●交通死亡事故の発生件数	R6	0件	⇒	0件

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道(道路)	齋藤うら道路線側溝新設工事 側溝新設 L=50m	町	
	(1)市町村道(道路)	補給あと線側溝改修工事 側溝改修 L=350m	町	
	(1)市町村道(道路)	練牛生活道舗装新設工事 舗装新設 L=230m	町	
	(1)市町村道(道路)	赤谷一赤谷三線側溝改修工事 側溝改修 L=320m	町	

(1)市町村道(道路)	高出1号線側溝改修工事 側溝改修 L=260m	町	
(1)市町村道(道路)	明神中道線路線調査測量設計業務 測量設計 L=142m	町	
(1)市町村道(道路)	明神中道線道路改良工事 道路改良 L=142m	町	
(1)市町村道(道路)	前袋1号線路線測量設計業務 測量設計 L=75m	町	
(1)市町村道(道路)	前袋1号線道路改良工事 道路改良 L=75m	町	
(1)市町村道(道路)	上深谷線路線測量設計業務 測量設計 L=140m	町	
(1)市町村道(道路)	上深谷線道路改良工事 道路改良 L=140m	町	
(1)市町村道(道路)	権十郎中道2号線舗装新設工事 舗装新設 L=170m	町	
(1)市町村道(道路)	小島生活道舗装新設工事 舗装新設 L=900m	町	
(1)市町村道(道路)	木間塚地区12路線路肩拡幅工事 路肩拡幅 L=2,700m	町	
(1)市町村道(道路)	赤谷線路肩拡幅工事 路肩拡幅 L=1,700m	町	
(1)市町村道(道路)	二郷地区18路線路肩拡幅工事 路肩拡幅 L=4,580m	町	
(1)市町村道(道路)	上二郷大江堀堤塘道線安全施設改修工事 安全施設 L=140m	町	
(1)市町村道(橋りょう)	権十郎中道1号線橋りょう補修工事 橋りょう補修 L=2m	町	
(1)市町村道(その他)	二郷佐野地区3路線排水路改修工事 排水路改修 L=485m	町	
(1)市町村道(その他)	二郷高玉地区3路線排水路改修工事 排水路改修 L=917m	町	
(1)市町村道(その他)	用悪水路管理事業	町	
(9)過疎地域持続的発展 特別事業(公共交通)	公共交通確保維持事業	町	
(9)過疎地域持続的発展 特別事業(その他)	交通安全推進啓発事業	町、 団体	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

## 6 生活環境の整備

南郷地域の生活環境施設については、高度経済成長期に集中的に整備された施設の老朽化が進行していることから、計画的な整備と維持管理を進めます。

また、空き家・空き地の対策やごみの発生量の抑制等、生活環境の美化に取り組みます。さらに、安全・安心で住みやすいまちづくりのため、防災及び防犯の取組を推進します。

大崎定住自立圏においては、持続的な地域消防体制を目指し、圏域全体で消防団への加入促進を強化するとともに、消防技術の向上と連携力強化に努め、災害時の地域防災力向上を図ります。

### (1) 現状と問題点

#### ア 水道事業の推進

- 包括的業務委託を行うなど、水道事業経営戦略を基に事業運営の効率化に取り組んできましたが、今後も、人口減少に伴う収入の減少や施設の老朽化と更新投資の増加が見込まれるため、更なる経営努力が求められています。
- 地震災害の発生に備え、管路の耐震化、非常用電源の整備を進めてきました。災害時においても、水道水を供給できる取組が求められています。

#### イ 下水道事業の推進

- 南郷地域の下水道施設は、農業集落排水処理施設のほか、個別処理の合併処理浄化槽（個人設置型）の整備区域があります。
- トイレ及び生活雑排水の衛生的な処理を推進し、水環境への負荷を軽減させる必要があります。
- 農業集落排水処理施設の最も早い供用開始年度は平成7年度であり、供用開始から30年が経過しています。機械設備等が耐用年数を迎え、更新需要が高まっていることから、強じん化対策や事故防止対策に取り組みながら、持続可能な施設規模の検討を行う必要があります。

#### ウ 公営住宅、公園の整備

- 快適な住環境の整備は、人口減少対策の最も効果的な対策の一つです。町営住宅については経年劣化による損傷が進んでいます。入居者が安心して暮らすために、適切な維持管理を行うとともに、若者や子育て世代等を対象とした住宅施策の推進が求められています。
- 公園施設の老朽化が進行しています。定期的に公園遊具の点検を実施し、更新・撤去を行う等、適切な公園管理が必要です。

## エ 生活環境の美化

- 廃棄物の発生を抑制するため、ごみの排出量を減量化する取組が必要です。
- 環境美化・環境保全の推進役である地区衛生組合により、ごみの分別、リサイクルの推進、不法投棄の監視等が積極的に行われています。
- 空き家・空き地が増加しています。適切な管理が行われていない空き家・空き地は、防災、衛生等の面で、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、空き家等所有者に対して助言、指導等を行うことが求められています。

## オ 防災・防犯体制の確保

- 地域防災力の向上が求められています。迅速な応急対策活動ができるよう、町、自主防災組織、関係団体等の連携体制の強化を図るとともに、住民の防災・減災意識の向上に取り組む必要があります。また、令和6年12月に東北電力女川原子力発電所2号機が営業運転を再開しました。東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を機に、原子力災害に備えた住民の安全対策が求められています。
- 気候変動が要因と考えられる災害が激甚化、頻発化しており、水害に対する体制強化を図る必要があります。また、地域の消防・水防活動の中心となる消防団員の高齢化により団員数が減少しており、地域消防活動の継続に向けた対策が求められています。
- 災害時における情報伝達手段の確保と充実を図る必要があります。町内全域に防災行政無線を設置していますが、聞こえにくい地域もあることから、設備の機能強化と多様な情報発信手段の検討が必要です。
- 消防・防災関連の設備及び備蓄品等については、非常時に支障を来すことなく使用できることが求められています。
- 大規模地震による住宅の倒壊、人的被害を未然に防止するには、住宅の耐震化を進める必要があります。
- 防犯実働隊を設置し、防犯協会、PTA、老人クラブ等の関係団体と地域住民が連携した、住民の主体的な活動が展開されています。一方で、防犯実働隊員の高齢化により隊員数が減少しており、防犯活動の継続に向けた対策が求められています。
- 町内でも高齢者等を狙った特殊詐欺の予兆電話が確認されています。消費者の被害を防止するために、発生状況や手口についての情報共有や注意喚起が求められています。

## (2) その対策

### ア 水道事業の推進

- 水道事業経営戦略の見直しを行い、中・長期を見据えた持続可能な事業運営に向けて、広域化や事務の共同化による事務事業の効率化、経営の健全化を推進しま

す。また、継続的な漏水調査による漏水修理を行うことで、維持管理費の抑制に努めます。

- 水道事業災害時対応マニュアルを包括的業務委託の事業者と検証し、非常時に備えます。

#### イ 下水道事業の推進

- 南郷地域の早期の水洗化を推進するため、集合処理と個別処理の両方の区域において、くみ取り便所や単独処理浄化槽から下水道施設への転換を促進します。
- 人口減少や下水道施設の老朽化の状況を踏まえ、適切な維持管理を行い、重大事故の防止、下水道施設の長寿命化に努めます。また、集合処理の下水道施設のダウンサイジングや統合等を見据えた、計画的な施設・設備の更新を行います。

#### ウ 公営住宅、公園の整備

- 町営住宅の適切な維持管理に努めます。経年劣化が進む中、入居者が安心して暮らせる環境を確保するとともに、将来的な需要や財政状況を踏まえた見直しを行い、改修や用途廃止に加え、人口減少対策の一端を担う施策でもあることから、若者や子育て世代への住宅供給、公民連携による利活用など、多様な視点による住宅施策を検討・推進します。
- 公園の適切な維持管理を図ります。また、公園の利用状況を把握し、地域の要望を踏まえて、公園遊具の更新・撤去を行います。

#### エ 生活環境の美化

- ごみの排出量を減量化するため、ごみの分別と「3R運動」「3切り運動」の啓発に努めます。また、広報紙、町のホームページ、SNS等を活用した情報発信力の強化を図ります。
- 地区衛生組合を支援するとともに、町内の環境美化に資する住民活動や啓発活動、資源ごみのリサイクルを推進します。
- 空き家等の管理責任について理解を深めてもらうとともに、適切な管理や活用を促進します。また、空き家の管理について相談できる体制を整備し、管理不全な状態の空き家等の増加を抑制します。

#### オ 防災・防犯体制の確保

- 地域防災計画に基づき、防災関係団体と連携し、非常時にその役割を十分にいかせるよう、防災訓練、避難所設営訓練を実施します。また、地域の自主防災組織の活動を支援し、併せて地域の防災リーダーを育成することで、住民の防災意識の向上を促進します。原子力災害対策については、引き続き、原子力防災訓練等を行い、

広く住民に対し啓発に努めます。

- 消防団と連携して水防訓練を実施し、知識・技術の習得を図るとともに、消防団員の確保を図りながら、地域消防活動のあり方について検討します。
- 防災行政無線の設備更新を行い、聞こえにくい地域の改善を図ります。また、緊急速報メール、防災アプリ等の活用による多様な情報発信手段による周知を行い、災害情報を確実に住民へ伝達できるよう努めます。
- 家屋等の安全性を確認することが重要であるため、耐震診断の実施について、広報紙、SNS及び回覧等を活用した普及・啓発に努めます。また、耐震診断・耐震改修・危険ブロック塀除去に伴う支援制度の周知に努めます。
- 防犯関係団体と連携し、防犯パトロールや登下校時の児童・生徒の見守り等の地域安全運動等を実施するほか、防犯灯の適切な維持管理に努めます。また、防犯実働隊員の確保を図りながら、防犯活動のあり方について検討します。
- 住民が特殊詐欺等の被害にあわないようにするため、国や県の消費生活相談窓口と連携を図り、特殊詐欺等の発生状況の情報発信を行うほか、その手口について学ぶ消費生活出前講座を開催することで特殊詐欺等に対する防犯意識の向上を図ります。

分野別目標	基準年等	基準値		(令和12年度)
●下水道事業汚水処理人口普及率 ※南郷地域	R6	98.4%	⇒	99.2%
●リサイクル率	R6	11.1%	⇒	12.6%
●災害情報等を発信する「みやぎ防災アプリ」の登録者数 ※南郷地域	R6	1,657人	⇒	2,125人

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設(上水道)	大柳計測所機械設備更新工事	町	
	(1)水道施設(上水道)	柿ノ木平配水場機械設備更新工事	町	
	(2)下水処理施設(農村集落排水施設)	南郷第1地区農業集落排水事業	町	
	(2)下水処理施設(農村集落排水施設)	南郷第2地区農業集落排水事業	町	

(2)下水処理施設(農村集落排水施設)	南郷第3地区農業集落排水事業	町	
(2)下水処理施設(農村集落排水施設)	南郷第4地区農業集落排水事業	町	
(2)下水処理施設(その他)	浄化槽設置推進事業	町	
(3)廃棄物処理施設(ごみ処理施設)	塵芥処理事業	一部事務組合	
(3)廃棄物処理施設(し尿処理施設)	し尿処理事業	一部事務組合	
(4)火葬場	斎場管理運営事業	一部事務組合	
(5)消防施設	大崎地域広域消防事業	一部事務組合	
(5)消防施設	消防施設管理事業	町	
(6)公営住宅	町営住宅施設管理	町	
(6)公営住宅	町営住宅整備事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業(環境)	狂犬病予防対策事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業(環境)	環境美化活動推進事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業(環境)	空き家等対策事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業(環境)	公衆衛生組合支援事業	組合	
(7)過疎地域持続的発展特別事業(防災・防犯)	消防団活動事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業(防災・防犯)	水防事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業(防災・防犯)	防災力向上事業	町、団体等	
(7)過疎地域持続的発展特別事業(防災・防犯)	防犯推進啓発事業	町、団体	
(7)過疎地域持続的発展特別事業(その他)	消費者行政推進事業	町	
(8)その他	住宅構造改革支援事業	町	
(8)その他	防災施設管理事業	町	

(8)その他	防犯灯管理事業	町	
(8)その他	共葬墓地施設管理	町	
(8)その他	公園施設管理	町	
(8)その他	中学校跡地等活用推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

南郷地域における子育て環境については、妊娠から子育てまで切れ目なく支援する体制を強化し、子育て家庭の多様な課題に対応します。地域ぐるみの支援体制を築き、安心して子育てができる環境を整えます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

さらに、行政と住民が連携し、世代を超えて誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現に向けた取組を進めます。

### (1) 現状と問題点

#### ア 子育て支援の充実

- 家庭環境の変化により保護者の保育ニーズも多様化しています。本町における待機児童は、私立保育施設の増加に伴う町内の保育環境の充実により、令和3年4月以降解消しています。今後も待機児童が生じないよう、年度途中の利用希望者の利用調整や町外保育施設の利用希望者への対応等、保護者のニーズに合わせた支援を行う必要があります。
- 本町の放課後児童クラブは、年々利用児童数が増加傾向にあることから、児童の安全性を考慮し各小学校に施設の設置を進めてきました。令和6年度からは対象となる児童の学年を小学校6年生までに拡大しました。今後は、夏休み期間中のみ利用希望等、多様化する保護者のニーズへの対応が求められています。
- 令和4年4月から、子ども医療費助成の対象を18歳までに拡大しました。また、母子父子家庭に対する医療費助成を併せて行っており、子育て家庭における医療費の経済的負担を軽減しています。今後も同様に、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。
- 今後、更なる少子化が見込まれる中で、幼稚園・保育所のあり方について検討が必要となっています。
- 子育て支援は、経済的負担の軽減や待機児童解消といった制度的課題への対応に加え、子育てを通じたよろこびや地域とのつながりを育むことも重要です。保育所・幼稚園・地域活動など多様な場をいかし、子育て家庭全体を支える包括的な仕組みづくりが求められています。
- 全ての妊産婦、子ども、子育て世帯等に対する一体的な支援及び関係機関との連携した取組が求められています。
- 本町では、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる窓口として「子育て支援センター」を設置しています。少子化の影響や共働き世帯の増加等により利用者が減少しています。相談窓口としての周知や情報提供を含めた利用促進が課題となって

います。

- 令和6年度に「子育て支援センター」の利用者にアンケート調査を実施したところ、支援センターへの来館目的は「1位子どもを遊ばせたい」「2位子ども同士のふれあい」「3位おもちゃがある・季節のイベントがある」となり、遊びの場を求めての来館が上位を占めています。また、回答者の半数以上は何らかの子育てに関する悩みを抱えており、気軽に相談できる環境作りと子育てに対する不安解消が課題となっています。
- 妊娠期からの切れ目ない支援が求められており、産前から気軽に相談できる体制の整備や安心して参加できるプログラムの充実が課題となっています。また、母親だけでなく、子育てを支えるパートナーや家族等への支援や理解の促進も課題となっています。
- 近年、核家族化の進展により、家事や育児を一人でこなす「ワンオペ育児」が増加しており、子どもの健やかな成長への影響や保護者自身の心身の負担が懸念されています。

#### イ 高齢者福祉の充実

- 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、2040年の65歳以上の高齢者人口は約3,900万人と推計されています。本町においては、高齢者の総数は減少傾向で推移する一方で、高齢化率の上昇が見込まれます。また、長期的に見ると、85歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者数が増加することが予測されます。
- 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自分が望む生活を送るためには、介護予防事業や重症化予防事業を展開することにより、心身の機能を維持しながら、その状態に応じて地域で活躍することや役割を発揮できることが大切です。また、適切なサービスの利用や社会参加などの活動により、生活の質を高め、結果として要介護状態になることを遅らせることが可能となります。
- 高齢者が自立した生活を送るために地域住民のつながりを強化し、地域の実態把握、相談業務、医療・介護の関係機関とのネットワークの強化等、在宅での生活を支える取組の充実が求められています。また、介護、予防、生活支援等の各種サービスが一体的に提供される必要性が高まっています。
- 高齢者や認知症がある人への偏見がなく、その人が望む生活を本人と本人にかかわる人が共に考えられるよう、認知症の正しい理解や権利を守ることの啓発、相談支援体制の充実が求められています。
- 住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、住民同士が支え合うとともに、地域との交流から、日常生活の活動量を維持する等、介護予防を意識した主体的な取組が大切になります。

#### ウ 障害者福祉の充実

- 障害のある方が地域の一員として安心して暮らせる共生社会を目指し、施策の推進に取り組んでいます。令和6年4月に障害者差別解消法が改正され、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。障害特性への正しい理解や知識を深める取組が求められます。
- 障害福祉サービスに対するニーズが多様化しています。必要な支援を受けられるよう、利用者のニーズに合ったサービスの質・量の確保が必要です。
- 障害のある方がそれぞれの能力や個性を発揮し、自らの生き方や暮らし方の選択が広がるよう、雇用や社会参加に関係する機関が相互に連携した支援体制が求められます。
- 地域で安心して生活し社会参加を行うためには、生活基盤の整備が不可欠です。地域の生活環境において感じる様々な「暮らしにくさ」を見直していく必要があります。
- 障害や発達に課題のある子どもの早期発見と早期支援が必要です。子どもの発達段階や一人一人の特性に応じて、保健や児童福祉、教育、医療等の関係機関と連携して、相談支援や療育支援の充実が求められています。

#### エ 社会福祉の充実

- 少子高齢化や核家族化が進み、地域でのふれあいや交流する機会が減少しつつあります。地域福祉を推進する上で、住民同士の交流や地域活動などによる支え合い・助け合いを基盤とした地域社会の形成は必要不可欠であり、誰もが地域社会の担い手として、主体的な活動を実践できる環境づくりが求められています。
- ひきこもり、子どもや高齢者に対する虐待、生活困窮者への対応など、生活課題が多様化・複合化しています。対象別によるサービス提供のみでは解決が困難となっている現状を踏まえ、多様な主体により横断的に連携・協働し解決につなげることが重要となっています。
- 近年、大型の台風発生による暴風被害や水害、大規模地震等の自然災害が多発していることから、災害時に自ら避難することが困難な高齢の方、障害のある方を把握し、関係機関と連携しながら地域全体で支援することが必要とされています。

#### オ 保健活動の推進

- 本町における死亡原因は、心疾患及び脳血管疾患等の疾病が高い割合となっております。住民の命を守るための取組を行っていかねばなりません。
- 各種がん検診事業の受診率については、10パーセントから30パーセント台で推移しており、全体的に低下傾向にあります。節目年齢者の受診率は堅調に推移して

いますが、それ以外の年代の受診率が低く、未受診者への受診啓発が重要となります。また、検診受診後の精密検査を受診しない方がおり、フォローアップが課題となっています。

- 宮城県の内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合については、平成20年度から15年連続して全国ワースト3位以内であり、本町は宮城県平均値より高い状況にあることから、生活習慣病の予防対策を実施し、健康増進と健康寿命の延伸に努めなければなりません。
- 生活習慣病等を予防するためには、住民が主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。生活習慣及び食生活の改善について普及・啓発を図る必要があります。
- 高齢者の健康診査については、個別の健康相談の実施や受診勧奨の啓発活動により、受診率は微増の傾向にあります。更なる受診率の向上に向け取組を充実させる必要があります。また、高齢者の身体的、精神的及び社会的な活力を維持し、健康寿命を延ばすフレイル予防の重要性が高まっています。
- 高齢者については、加齢による免疫力の低下や慢性疾患への罹患により、感染症に対するリスクが高まります。感染症の発症予防や重症化を予防するため、定期的な予防接種が必要です。

#### カ 母子保健活動の推進

- 女性の社会進出、子どもを取り巻く環境が変化し、それぞれの家庭や養育者が抱える悩みや相談内容が多様化しており、母子健康手帳の交付時の面談や乳幼児健診は、成長発達や子育てに関する親子の相談に応じる機会となっています。本町では、令和7年度からこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯等に対する一体的な支援を行っています。関係機関の連携した取組が必要です。
- 家族構成や地域環境によって育児の状況は様々であることから、基本的な知識や情報の不足などにより、子育てに対する悩みを抱え込む傾向があります。
- 少子化や晩婚化の進行に伴い不妊治療の必要性が増しています。治療費については公的医療保険の対象となり経済的負担の軽減が図られましたが、引き続き、不妊に悩む方への寄り添った支援が求められています。
- 乳幼児の予防接種については、予防接種法に基づく定期予防接種と重症化予防を目的とした任意予防接種を実施していますが、定期予防接種率は100パーセントには至っていません。

### (2) その対策

#### ア 子育て支援の充実

- 町内外の保育施設と連携し、待機児童ゼロを継続します。また、更なる保育環境の

向上のため、施設に対する支援を行い、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めます。

- 待機児童ゼロを継続しつつ児童の安全に配慮した放課後児童クラブ運営を行います。また、保護者のニーズ把握に努め、利用希望の増加や多様化に合わせて放課後児童支援員を適正に配置します。
- 子ども医療費助成及び母子父子家庭医療費助成を行うことで、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。在園時、在校時の子どもたちの安全・安心の確保対策に取り組みます。
- 町内の公立幼稚園・保育所について、子ども人口の推移やニーズを考慮しつつ、就学前の子どもの教育と保育を一体的に行う「認定こども園」への移行や民間移行も視野に入れながら、教育委員会と連携し検討を進めます。
- 子育て家庭が地域の中でよろこびや生きがいを感じられるよう、子育てサークルや地域活動との連携を推進します。子どもと保護者が地域住民と交流し支え合える場を広げ、子育ての「よろこび」を実感できる環境づくりに努めます。
- 子どもや保護者が集い交流できる環境づくりを行います。子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、子育てに関する相談などが一体的に行える子育て支援の拠点づくりを推進します。
- 出産、育児を迎える方、子育てに不安を抱えている方などが、誰でも気軽に利用できる「子育て支援センター」の運営を行います。また、より多くの方に取り組んでもらえるよう、情報発信の強化を図ります。
- 子育て支援センターの利用者が、利用者同士や子育てアドバイザーとの交流をとおして、悩みを気軽に相談できる体制の構築を目指します。また、発達の遅れや虐待に係る相談等、専門的な知識が求められる場合には、子育て支援センターとこども家庭センターが連携し、健診などの機会をとおし利用者の悩みや不安の解消に努め、子育てについて相談しやすい環境・体制の充実を図ります。
- 妊娠期から切れ目のない支援を行うため、産前から参加できる赤ちゃんとのふれあい体験や子育ての見通しを持てる機会などを提供します。併せてパートナーや家族も参加しやすい機会を設け、家庭全体で安心して出産・子育てに臨める環境づくりを進めます。

#### イ 高齢者福祉の充実

- 住民主体の介護予防活動の体制づくりを推進します。介護予防の重要性の啓発活動を行うとともに、リハビリテーション専門職と連携し、自立支援につながるフレイル予防、介護予防活動の地域展開を図ります。また、住民一人一人が介護予防に関する正しい知識を学び、主体的な健康づくりを推進する一方、地域において介護予防活動を支えることのできる人材「介護予防サポーター」を養成することによ

り、地域全体で支え合う体制の強化と取組の充実を図ります。

- 介護給付の適正化を推進します。介護給付の適正化に向けた主要事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」及び「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業を今後も継続して実施していきます。持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを事業者が的確に提供を行う必要があります。
- 在宅生活の体制づくりを推進します。地域包括支援センターが、医療・介護の関係機関や地域住民とのネットワークを構築することで、多様な機関が連携して在宅での生活を支えられるよう支援します。
- 認知症への理解促進を推進します。認知症になっても、一人一人ができること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を普及・啓発します。また、幅広い世代に認知症を正しく理解してもらうための認知症サポーター養成や、権利を守るための関係機関との連携・相談支援体制の充実を図ります。
- 高齢者が、子どもや若い世代などと交流できる仕組みや農業など就労を通じた社会参加の仕組みなど、様々な形の支え合い活動を関係機関と連携し検討していきます。また、地域活動への参加を促進し、誰もがかかわりやすい環境を整えるため、住民同士が協力・連携しながら地域課題の解決に取り組む人材「くらしのサポーター」の養成を進め、地域力の向上を図ります。

#### ウ 障害者福祉の充実

- 障害のある方が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」に対する理解をより深めるため、住民に対する研修会を実施しています。今後は、住民に対する取組とともに、町内事業者への啓発活動を展開します。
- 相談支援は地域で安心して暮らすための支援の要です。個々のニーズを的確に把握し、状況に応じた適切な支援につなげていくよう関係機関と連携し取り組みます。
- 個々の特性に応じた日中の活動の場や就労の場を確保します。関係機関との連携を図り地域社会への参画機会を確保します。
- 障害のある方の生活環境の充実に努めます。社会参加を支える移動支援を行うとともに、社会基盤整備の際のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
- 療育支援については、乳幼児期から保護者を対象とした研修会及び相談支援教室を開催し、障害児とその保護者に対する早期支援を図ります。ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育及び教育と連携した支援を行います。

#### エ 社会福祉の充実

- 地域福祉に関する情報等の広報・啓発に努めるとともに、美里町社会福祉協議会をはじめとした各種福祉関係団体との連携強化を図り、人材育成等の取組を支援することで、多様な交流の機会や地域福祉活動への参加を促進します。
- 地域住民の身近な存在である民生委員・児童委員の活動のサポートや、行政区・自治会、地区社協等との情報共有をとおして地域における生活課題を把握し、必要な支援を総合的に提供できる体制づくりを進めます。
- 水害や地震等の各災害時における避難行動、要支援者ごとの個別計画の見直しを行い、要支援者個々の状況に応じた計画の作成を進めるとともに、支援者、関係機関と連携した避難支援体制の構築に努めます。

#### オ 保健活動の推進

- 住民の命を守るために健康診査や各種検診の受診率を高め、早期発見・早期治療につなげていく必要があります。定期的な健康診査、がん検査の重要性や早期発見・早期治療のメリットの情報発信を行います。また、関係機関と連携し精密検査該当者のフォローアップに努めます。
- 住民の健康に対する意識を高め、各種検診の受診率を向上させる取組を推進します。未検者検診を実施し受診機会を拡大するとともに、対象者の年齢や性別を踏まえた最適な情報発信手段を検討します。
- 内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合が高いことを踏まえ、若い世代の住民を中心に、生活習慣病や内臓脂肪症候群に着目した健康診査を実施することで生活習慣病を早期発見し、必要な保健指導や受診の勧奨を行います。
- 住民が生涯をとおして健康で自立した生活を送れるよう、健康づくりや食育の学習機会の提供を行うとともに、健康に関する相談体制の充実を図り、住民が主体的に取り組める健康づくりを支援します。
- 高齢者の健康診査の受診率向上に向けた啓発活動を行います。また、健康診査等のデータベースを活用することで、健康課題を分析し、健康教育や健康相談につなげるとともに、フレイル予防の取組を推進します。
- 高齢者の円滑な予防接種体制を整備し、インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種を実施します。また、新型コロナウイルス感染症については5類感染症に移行しましたが、高齢者にとっては依然として注意が必要であることから、継続した予防接種に取り組みます。

#### カ 母子保健活動の推進

- 妊婦健康診査の実施、乳幼児健康診査、育児相談や新生児訪問等の個別訪問を行

います。また、こども家庭センターと関係機関の連携強化を図り、支援が必要な家庭について情報を共有し、相互の連携の下に迅速で適切な対応を行っていきます。

- 産後ケア事業や親と子の「こころの相談」による母子とその家庭に対する一体的支援を通じて、子育ての不安解消を図ります。
- 不妊に悩む方の負担の軽減を図ります。適切な時期に治療を開始できるよう、相談体制の充実と各種支援制度の情報発信の強化を図ります。
- 乳幼児が円滑に予防接種を受けられるよう接種体制を整備します。定期予防接種の接種率を向上させるため、接種の必要性について、啓発活動の強化を図ります。

分野別目標	基準年等	基準値		(令和12年度)
●保育施設待機児童数 ※南郷地域	R6	0人	⇒	0人
●放課後児童クラブ待機児童数 ※南郷地域	R6	0人	⇒	0人
●子育て支援センター未就学児利用率 ※南郷地域	R6	60.0%	⇒	63.0%
●要介護認定率 ※南郷地域	R6	19.9%	⇒	20.5%以下
●くらしのサポーター数 ※南郷地域	R6	13人	⇒	18人
●各種がん検診節目年齢受診率 ※南郷地域	R6	21.2%	⇒	19%以上

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設(保育所)	なんごう保育園施設管理	町	
	(1)児童福祉施設(児童館)	南郷放課後児童クラブ施設管理	町	
	(7)市町村保健センター及びこども家庭センター	生き生きセンター施設管理	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	町外保育施設利用支援事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	町内私立保育施設利用支援事業	町	

(8)過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	認可外保育施設入所助成事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	こども誰でも通園事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	なんごう保育園事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	南郷放課後児童クラブ運営事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	南郷子育て支援センター事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	こども家庭センター運営事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	敬老事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	老人クラブ支援事業	町、 老人クラブ	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	高齢者外出支援事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	高齢者等短期宿泊事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	サービス・活動事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	一般介護予防事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	配食サービス事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	家族介護者交流事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	高齢者等あんしん見守り支援事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	包括的支援事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	権利擁護事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	生活支援体制整備事業	町	

(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	高齢者紙おむつ等支給事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	成年後見事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	地域活動支援センター運営事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	障害者相談支援事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	早期療育指導訓練事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	社会参加促進事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	意思疎通支援事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	障害者団体スポーツ及びレクリエーション教室開催等事業	団体	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	理解促進研修・啓発事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	自発的活動支援事業	団体等	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	後期高齢者保健事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	後期高齢者健康診査事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	結核健康診断事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	高齢者等予防接種事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	各種がん検診事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	肝炎ウイルス検診事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	生活習慣病関連事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	健康づくり・食育推進事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	母子予防接種事業	町	

(8)過疎地域持続的発展特別事業(健康づくり)	母子保健事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(その他)	社会福祉関係団体育成事業	社会福祉協議会	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(その他)	民生調査委員設置事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業(その他)	避難行動要支援者名簿等作成事業	町	
(9)その他	中学校跡地等活用推進事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

## 8 医療の確保

南郷地域の医療体制については、地域の医療ニーズの把握に努め、町立南郷病院の医療提供体制と運営体制の維持向上に向けた取組を推進します。

大崎定住自立圏においては、大崎市民病院を中心とした圏域内の医療機関が機能分担と連携を図るとともに、休日・夜間における初期救急医療体制を安定的かつ継続的に確保します。

### (1) 現状と問題点

- 令和7年4月1日現在における本町の医療機関（歯科診療所を除く）は、町立南郷病院のほか、病院1か所、医院8か所があり、その所在地は、9施設が小牛田地域にあり、南郷地域には、町立南郷病院のみとなっています。
- 大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約により、町立南郷病院は、大崎市民病院本院を基幹病院とし、基幹病院の後方支援を行う構成病院の役割を担うこととなりました。
- 町立南郷病院の診療科目は、内科、外科、小児科、整形外科、眼科の5つとなっており、小児科は週に1日、整形外科は月に2日、眼科は2か月に1日の診療体制となっています。
- 南郷地域は医療資源が乏しく、いわゆる「不採算地区」となっています。このため、町立南郷病院は、一般会計からの繰入れを受けながら経営を継続しています。
- 診療圏域内の人口減少により、町立南郷病院の経営環境は一層厳しさを増しています。その一方で、救急医療や広域医療体制の整備が進む中、今後も地域の「身近なかかりつけ医」であり続けるためには、持続可能な運営体制を確立し、地域住民に信頼される医療を提供していくことが求められます。

### (2) その対策

- 医療機関を地域全体の貴重な社会資源と捉え、町内外の医療機関との役割分担と連携を強化し、診療科の維持・確保を図ります。特に、専門医等の派遣や遠隔診療の導入も視野に、持続可能な診療体制の構築を目指します。
- 町立南郷病院は、大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約に基づき、基幹病院の後方支援機能として、回復期機能と慢性期機能を担うとともに、生活習慣病の予防と治療、プライマリケア、可能な限りの二次救急、ターミナルケア、要介護者の支援等、地域密着型医療を提供します。さらに、急性期治療後の回復期患者を受け入れ、在宅復帰に向けた支援や在宅医療の提供を行います。
- 町立南郷病院の診療科目を可能な限り維持・充実させるため、関係医療機関に対し継続的に医師派遣要望を行います。
- 現在の町立南郷病院の病床機能や病床数等について、地域の医療ニーズに即した

ものとなっているか、過不足のない適切な規模、質・量となっているかなどを検証し、必要に応じて見直しを行います。また、住民に対し必要な医療が提供できるよう、診療体制等の情報発信に努めます。

- 人口減少と不採算構造による厳しい経営環境を踏まえ、町として経営の効率化や財源確保に向けた方策を検討します。診療報酬の適正算定、施設管理の効率化、地域との連携による予防医療の推進など、住民が安心して医療を受けられるよう、医療提供体制の維持・向上に取り組めます。

分野別目標	基準年等	基準値		(令和12年度)
●南郷病院基礎的診療科目	R6	2科目	⇒	2科目
●南郷病院訪問予防接種者数	R6	148人	⇒	200人

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設(病院)	南郷病院施設整備事業	町	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業(自治体病院)	南郷病院運営支援事業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

## 9 教育の振興

学校教育については、子どもたちが地域に誇りを持ち、未来を切り拓く力を育む教育を目指します。好奇心・探究心・向上心を持ち、自ら学び続ける児童生徒の育成を目指す授業づくり、不登校や特別な支援が必要な子どもへの包括的支援体制の構築に取り組むとともに、教育DXの推進や地域との連携により指導体制を充実させ、教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

生涯学習については、生活スタイルの多様化により、学びに対するニーズが変化しており、趣味、健康、スポーツへの関心に加え、デジタル活用や職業スキル向上の学習機会の充実が求められています。令和7年4月に開校した美里中学校の地域学校連携室を中心に、多様な主体と連携を図るとともに、既存施設の有効活用を行うことで、学校の支援と住民の生涯学習活動を推進します。

大崎定住自立圏においては、圏域内の住民がより広く情報や知識を享受できるよう、公共図書館等の相互利用環境の充実・維持を進めるとともに、誰もが利用しやすい環境整備を図ります。

### (1) 現状と問題点

#### ア 学校教育の充実

- 子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得するとともに、学んだことをいかして、新たな課題を発見し解決する力を育成することが求められています。全国学力・学習状況調査、デジタルドリル教材と連動した学力調査の分析結果など、各種教育データを利活用しながら、全ての子どもたちの学びを保障するための授業改善に取り組む必要があります。
- 学校の支援は、これまで保護者を中心としたPTA活動により行われてきましたが、今後は、地域と協働して行う体制づくりが求められています。学校と地域住民が一体となって児童生徒の活動を支援する体制整備が必要です。
- 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、安全な環境のもと「遊び」とおして好奇心や探求心を育み、豊かな人間性を育てることが重要となっています。幼児期の「学ぶ土台づくり」を推進し、小学校への円滑な接続のための体系的な取組が必要です。
- 運動する機会の減少やスクリーンタイムの長時間化により、子どもたちの体力や運動能力の低下が懸念されます。また、生活様式の変化による肥満や睡眠不足といった心身の健康課題が顕著になっています。こうした状況を改善するためには、学校と家庭、地域が連携し、子どもたちが進んで運動できる機会を創出するとともに、望ましい食習慣や生活習慣を身に付けられるように支援する必要があります。
- 次世代に豊かな未来をつなぐため、地球環境、社会問題、経済発展のバランスを理

解し、主体的に行動する力や価値観を育む教育の重要性が高まっています。「持続可能な社会の創り手」の育成が求められています。

- グローバル社会が急速に進展する中で、多様な文化や価値観を尊重し、国境を越えた人々との協働を通じて課題を捉え、それを解決しようとする人材の育成が求められています。国際理解教育を充実させるとともに、グローバル社会を生きる上で外国語能力の向上が必要です。
- 急速に進むデジタル社会の中で、子どもたちが情報や情報手段を選択し、自ら考え、学び、行動できるようになることが求められています。1人1台端末をはじめとしたICT学習環境を効果的に活用し、情報モラルやプログラミング的思考などの情報活用能力を育成することが必要です。
- 「職業講話」や「職場体験学習」など、子どもたちが将来の生き方を考えるための機会は設けられていますが、義務教育9年間をとおした系統性のある学びについては課題があります。各教科等における学習にキャリア教育を明確に位置づけ、教科横断的な学びとすることや子どもたちが考えたこと、学んだことを蓄積できるようにすることが必要です。
- いじめは、全ての関係者が自らのこととして切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な問題です。児童生徒が他人を思いやる心と豊かな感性を身に付ける教育を進めるとともに、いじめにあった児童生徒の心のケアを行うことが大切です。
- 不登校の児童生徒が増加している状況であり、児童生徒の声を受け止める相談体制の充実や「魅力ある」「行きたくなる」学校づくりなど、不登校未然防止の対策が求められています。また、不登校等の児童生徒への支援として、多様な学びの場を確保することも必要です。
- 特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加、障害のある子どもとない子どもが可能な限り共に過ごすための環境構築など、インクルーシブ教育の実現に向けた取組が求められています。
- 幼稚園及び小中学校で提供している給食について、適切な栄養が摂取できるような献立に努めています。子どもたちの食や地域への関心、感謝の気持ちを育むため、地域食材の活用を推進するとともに、食をとおして健全な心身を育成し、望ましい食習慣を身に付けるため、食育を推進していく必要があります。
- 就学意欲がありながら、経済的理由により支援を要する家庭が存在しているため、奨学金制度を運用した援助を継続していく必要があります。
- 家族の介護や家事などを継続的に行っているヤングケアラーについて、早期発見に向けた取組や適切に支援につなげるための相談体制の構築が必要とされています。ヤングケアラーに対する社会的認知度は低い状況であり、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないことが課題となっています。

- 教員が授業づくりや子どもと向き合う時間を確保できるよう、教育DX及び働き方改革を推進し、教育環境を整備していく必要があります。
- 緊急時の情報発信、災害時の備え、園内・校内の安全対策など、子どもたちの在園時、在校時の安全・安心の確保の取組が求められています。また、美里中学校の開校に伴い、通学環境が変化していることから、通学路及び地域の危険箇所の把握に取り組む必要があります。
- 生徒数の減少や教員の働き方改革等により、全国的に部活動改革が進められています。生徒が自主的、自発的にスポーツや文化芸術に親しむことができる機会の確保が求められています。
- 預かり保育を必要とする家庭が増加しています。預かり保育のニーズに対応するためには、保育所等と連携し、持続可能なサービスのあり方の方向性を検討することが必要です。
- 小学校施設について経年劣化が進行している状況であり、今後、減少が見込まれる児童数を踏まえた町内小学校のあり方について、検討が必要となっています。

#### イ 生涯学習の充実

- 人生を豊かにする学習活動や地域活性化に向けた学習を実践する場として、生涯学習環境の充実を図る必要があります。担い手育成に係る若い世代向けの講習・教室、生活に結び付いた学びや、仕事で必要とされる知識の習得について住民ニーズが高まっています。
- 住民が心身ともに健やかに暮らせるよう、日常的にスポーツに親しめる環境が求められています。スポーツは健康維持にとどまらず、世代を超えた交流や地域の活力を生み出し、町の魅力を高める要素も持っています。一方、中学校部活動の地域展開を進める上で、地域のスポーツ団体との連携が不可欠となっています。
- 文化活動は、住民に楽しさや感動、心のやすらぎをもたらし、生きがいの創出につながる取組です。芸術文化に身近に接する機会を提供することで、住民の創造力や感性を育む取組が求められています。また、中学校部活動の地域展開を進める上で、地域の文化芸術団体との連携が不可欠となっています。
- 美里中学校は、「地域に開かれた学校」として、生徒の学びの場であるとともに、住民の新しい生涯学習の場としても期待されます。学校施設を開放し、利用条件や管理体制の整備を進める必要があります。世代を問わず、住民が学びをとおして自身の可能性を広げていくための教育環境として、利用を促進する必要があります。
- 本町の図書館の延べ利用者数は、人口減少、情報のデジタル化等の影響もあり、減少傾向にあることから、利用者ニーズに合わせた図書館運営を行う必要があります。また、子どもにとって読書は生きる力を身に付けていく上で欠かせないものであることから、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

## (2) その対策

### ア 学校教育の充実

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、自ら学び続ける児童生徒を育成するため、令和5年度に策定した授業づくりの指針「美里町授業づくりスタンダード」に基づき、町内各校で授業改善に取り組みます。また、小学校3年生以上及び中学校の1・2年生を対象に学力調査を実施し、その結果が反映されたドリル教材等を活用することで、児童生徒一人一人の学習到達度に合わせた個別学習を充実させ、基礎学力の向上や理解の深化を図ります。
- 美里中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入しており、学校と地域が協働で学校運営や課題解決に取り組むための体制を構築し、充実させていきます。また、この取組を踏まえ、町内小学校においてもそれぞれの実状に応じたコミュニティ・スクールの導入について検討を進めます。
- 遊びをとおして主体性と探求心を養う幼児教育を推進し、豊かな心を持ち、明るく元気に遊ぶ幼児を育成します。幼稚園の教育課程において、保護者・地域住民との交流や外国語に触れる機会を提供するなど、特色ある教育を実践し「学ぶ土台づくり」を推進するとともに、幼保小の接続を円滑に進めるため、幼保小連携推進委員会を組織し、幼児期と小学校低学年をつなぐ教育課程である「架け橋期カリキュラム」を作成します。
- 不登校等の子どもたちも含め、全ての幼児・児童生徒に対し健康診断等を実施し、疾病等の早期発見、早期治療に努めます。また、体力・運動能力調査の結果から、推奨される運動の方法を児童生徒一人一人に提供し、運動への意欲や体力・運動能力の向上を目指します。
- 町内小学校を対象とした環境教育出前授業を継続して実施します。町内各校の総合的な学習の時間に環境教育にかかわる内容を位置づけ、各教科等における環境教育との関連を明確にするなど、系統的な学習となるよう計画します。
- 外国語指導助手（ALT）を配置し、児童生徒が外国語の授業や外国語活動で生きた英語に触れる機会を提供します。小学生を対象としたイングリッシュキャンパスを開催して、授業では体験できない外国語のゲーム活動の取組をとおし、外国語への関心や表現スキルを高めます。
- 本町の「1人1台端末の利活用計画」に基づき、町内各校で「学習DX計画」を作成します。ICT学習環境を活用して、児童生徒が情報活用能力を身に付けるとともに、自らの興味関心を広げ、主体的に学びを深められるようにします。そのために、教員のICT活用指導力を高める研修を行い、効率化によって生まれた時間を子どもと向き合う機会に充て、学びの質を高めます。
- 各教科等における学習内容とキャリア教育との関連を明確にし、地元企業等と連携した体験活動を充実させることをとおして、児童生徒が、学びと実社会とのつな

がりを実感できるようにします。また、「キャリアパスポート」を作成し、義務教育の9年間を積み重ねることで、児童生徒が自身の学んだことや考えたことなどを振り返り、成長の過程を確かめながら将来の生き方を考えることができるようにします。

- 「美里町いじめ防止等基本方針」に基づき、教育委員会と「いじめ問題対策連絡協議会」との連携をはじめ、地域や家庭、関係機関との連携した体制づくりを実施します。また、各校において校内いじめ対策委員会を開催し、いじめの未然防止に取り組めます。
- 児童生徒の抱える問題を早期に発見し適切に対応できるよう、児童生徒が相談しやすい環境づくりを工夫するとともに、学校と教育委員会の連携を深めます。また、美里町子どもの心のケアハウス「はなみずき教室」における通所支援に加え、別室登校支援にも柔軟に対応するとともに、美里中学校に「学び支援教室」を設置し、不登校生徒や教室で学ぶことが困難な生徒にとって、安心して学ぶことができる機会を確保します。さらに、不登校児童生徒が「誰かにつながっている」と感じられるよう、フリースクール等の民間施設を含めた関係団体と連携し、支援体制の構築を推進します。「学校に戻ることに」だけをゴールとせず、学校内外での学びや人とのつながりを大切に、オンライン学習や地域資源を活用した多様な学びを実践できる仕組みづくりに取り組めます。
- 各学校の栄養教諭及び栄養士が連携し、栄養量の確保、残食等の課題を共有し、献立を工夫しながら、安全でおいしい給食を提供します。また、地産地消の取組を推進し、地域の食材や食文化についての理解を深めるとともに、児童生徒が主体的に望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進します。さらに、栽培体験や地域の食文化への理解等、体験的な食育活動を充実させます。
- ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげるため、学校関係者等のヤングケアラーに対する理解促進を図るとともに、関係機関と連携した相談体制を構築します。また、実態把握のための調査等を実施し、本人が負担を自覚していないケースにも対応できるよう、教員や民生委員児童委員等による早期発見体制の整備に努めます。
- 教育DX及び教員の働き方改革を推進し、指導体制の強化と効率化を支援します。また、教育環境の充実に必要な人員の配置、教材、備品等の整備を行います。
- 在園時、在校時の子どもたちの安全・安心の確保対策に取り組めます。また、変化する通学環境を踏まえ、通学路や地域の危険箇所の把握・改善に努めるとともに、保護者との連絡体制の確立及び地域住民との連携・協力を進めます。
- 生徒の多様なニーズに対応した部活動を実施できる環境を整えます。美里中学校に在籍する生徒を対象に各種大会出場等を支援するとともに、部活動の実状を地

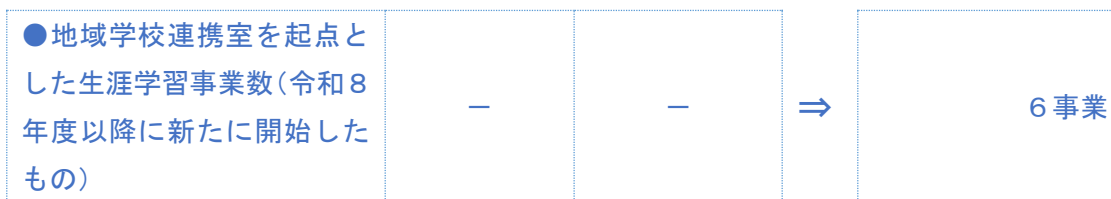
域と共有し協力を得ながら、部活動の地域展開を推進します。

- 預かり保育のニーズに対応できる体制の整備を進めるとともに、預かり保育における幼児の活動内容の充実を図ります。
- 今後、減少が見込まれる児童数を踏まえ、町内小学校のあり方について検討を行います。また、それらを踏まえた施設長寿命化計画の見直しを行います。

#### イ 生涯学習の充実

- 住民の興味・関心、ライフスタイルなどに応じたニーズに即した生涯学習活動を展開します。若い世代の興味・関心を育てる担い手育成事業、デジタル活用に係る学習機会、社会人等のキャリア形成の支援につながる学習機会の充実を図ります。また、より多くの住民が参加できるよう情報発信を強化します。
- ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。関係団体と連携し指導者やボランティアの育成を支援することで、中学校部活動の地域展開の基盤づくりを行います。また、スポーツをとおした交流や健康づくりが行える環境整備を推進します。
- 文化活動団体及びサークルの活動を支援し、住民による文化芸術活動の活性化を図るとともに、住民が芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供します。また、文化芸術施設については、長寿命化計画に基づく適正な維持管理に努めます。
- 美里中学校に設置した「地域学校連携室」を起点とし、家庭、学校、地域社会及び関係団体が一体となって生涯学習の取組を展開します。学校施設の開放については、中学生の活動を優先しつつ、段階的に開放空間を拡充します。利用日時や条件等をわかりやすく周知し、住民利用の利便性を高めるとともに、他施設との連携による活動マッチングを促進するなど、「心わきたつ学びと人づくり」を行う環境を形成します。
- 図書館の利用促進を図ります。情報化社会の中で、住民が知りたい情報を取得できるよう調べもの相談サービスを行います。また、子どもが主体的に読書に親しむことができるよう、地域、学校等と連携し、本に触れ合える多様な機会を提供します。さらに、障害や高齢等を理由に図書館への来館が困難な方のために資料の宅配サービスを行うとともに、資料のデジタル化の検討を進め、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。

分野別目標	基準年等	基準値	(令和12年度)
●全国学力・学習状況調査における宮城県平均正答率(仙台市を除く。)とのかい離	R1~R6 平均	△2.3 pt ⇒	1 pt



(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区 分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設(校舎)	南郷小学校施設管理	町	
	(1)学校教育関連施設(給食施設)	南郷学校給食センター施設管理	町	
	(1)学校教育関連施設(スクールバス・ポート)	スクールバス事業	町	
	(2)幼稚園	なんごう幼稚園施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(公民館)	農村環境改善センター施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(公民館)	下二郷コミュニティセンター施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(体育施設)	スイミングセンター施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(体育施設)	南郷体育館施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(体育施設)	南郷球場施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(体育施設)	南郷テニスコート施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(体育施設)	南郷運動場施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(体育施設)	地区運動場施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(図書館)	南郷図書館施設管理	町	
	(3)集会施設、体育施設等(その他)	野外活動施設施設管理	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業(幼児教育)	幼稚園事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業(幼児教育)	私立幼稚園等通園支援給付事業	町	

(4)過疎地域持続的発展特別事業(幼児教育)	預かり保育事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	小学校学力向上事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	小学校ESD(環境教育)推進事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	小学校ICT教育推進事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	小学校教育振興事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	中学校学力向上事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	中学校ICT教育推進事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	中学校教育振興事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	中学校部活動支援事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	地域学校連携事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	情操教育推進事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	いじめ防止、不登校対策等事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	青少年育成事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	文化振興事業	町、 団体	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	生涯学習活動支援事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	心わきたつ学び共創事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	図書館サービス事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	スポーツ推進事業	町、 団体	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	学校体育施設開放事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業(その他)	外国語コミュニケーション能力向上事業	町	

(4)過疎地域持続的発展 特別事業(その他)	奨学事業	町	
(4)過疎地域持続的発展 特別事業(その他)	南郷学校給食センター事業	町	
(5)その他	中学校跡地等活用推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1（10）に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

## 10 集落の整備

南郷地域には22の行政区が存在し、それぞれ地域の特色をいかした活動が行われていますが、過疎化の進展により活動の縮小が懸念されています。町は、引き続き魅力のある地域づくり活動を支援し、地域住民の参画を促進することで地域の活性化を図ります。

### (1) 現状と問題点

- 住民が地域課題に自ら向き合い、課題解決のために行政と協働しながら主体的に取り組むことが重要となっています。本町では、行政区ごとに、地域の特色をいかした地域づくり事業が行われていますが、参加者の高齢化が進んでおり、活動の継続が課題となっています。
- 多様化する現代社会において、持続可能な地域づくりには、趣味や関心を共有する住民同士のテーマ型コミュニティの形成が有効です。住民の横のつながりを強めていくことが求められます。
- 地域づくり活動の拠点となる地域の集会施設等について、施設の修繕、備品等の整備を支援していますが、一部の施設では、老朽化等が課題となっています。

### (2) その対策

- 地域で行われているコミュニティ活動を支援します。幅広い世代が活動に参加しやすい仕組みづくりをサポートすることで、新たな担い手の確保や地域コミュニティの活性化につなげます。
- テーマ型コミュニティによる活動を支援します。また、コミュニティ施設等の利用環境の改善に努め、多様な交流を推進するとともに、地域への愛着や参画意識を高めます。
- 地域の要望を把握し、集会施設等の建設・修繕や備品等の整備を支援します。

分野別目標	基準年等	基準値	(令和12年度)
●地域づくり支援事業参加者 ※南郷地域	R6	3,808人	⇒ 3,700人

### (3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業(集落整備)	地域づくり支援事業	行政区	

	(2)過疎地域持続的發展特別事業(集落整備)	地域活動施設整備支援事業	行政区	
	(2)過疎地域持続的發展特別事業(集落整備)	地域活動団体支援事業	団体	

## 1.1 地域文化の振興等

南郷地域の文化財の保存に努めるとともに、文化財を活用した学習機会の提供を通じて、住民の理解促進を図り、地域文化の継承を推進します。

### (1) 現状と問題点

- 社会情勢の変化により地域の文化財が失われつつあります。文化財への理解と関心を高めながら保護の取組を行っていく必要があります。

### (2) その対策

- 文化財の調査を計画的に行い保護・保存を推進します。また、住民向けの学習講座等を開催し、文化財への理解を促進します。

分野別目標	基準年等	基準値	(令和12年度)
●指定文化財数 ※南郷地域	R7	2件	⇒ 2件

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2)過疎地域持続的発展 特別事業(地域文化振興)	文化財保存事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業(地域文化振興)	郷土資料館運営事業	町	
	(3)その他	中学校跡地等活用推進事業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

## 1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

脱炭素社会の実現に向け、住民や事業者への啓発を進め、日常生活や産業の中で脱炭素を実感できる取組を広げます。また、公共施設等における再生可能エネルギーの利用を推進し、温室効果ガスの排出量の抑制に努めます。

### (1) 現状と問題点

- 本町では、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、当面の目標として2030年度までに温室効果ガス排出量を約46パーセント削減（2013年度基準比）することとしています。目標達成に向けて取組を加速させるためには、行政と住民、事業者、関係団体等の意識の共有と具体的な行動への移行が必要です。
- 脱炭素社会の実現には、住民や事業者等への効果的な啓発活動が重要となります。単なる情報提供ではなく「自分ごと化」による共感の形成を行うとともに、学校教育や事業者と連携した具体的な取組が必要です。
- 本町では、公共施設への太陽光発電設備の導入や照明のLED化により、再生可能エネルギーの利用促進と省エネ化を進めてきました。今後は、公共施設の更なる省エネ化に向けた検討が必要です。

### (2) その対策

- 住民や事業者に対し、脱炭素を推進する啓発活動を行います。日常生活や地域産業への影響など身近なテーマから脱炭素の必要性の啓発を行うとともに、小学校で行われる環境教育と連携した取組を行うことで、親子で楽しみながら学べる機会の提供を行います。また、再生可能エネルギーを活用する地域の事業者と連携し、地域ぐるみの共感形成を行い、住民や事業者の脱炭素に向けた行動につなげます。
- 公共施設の省エネ化、高効率化に取り組むとともに、公共施設で使用する電力について再生可能エネルギーを由来とする電力への切替えを行います。また、公用車の電気自動車等への更新を進め、温室効果ガスの削減とともに、維持管理費の削減に取り組みます。

分野別目標	基準年等	基準値		(令和12年度)
●平成25年度と比較した 温室効果ガス排出削減割合 (環境省公表自治体排出量 カルテ各年度公表値)	計画値	35.3%	⇒	35.3%

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区 分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	公共施設等二酸化炭素削減・エネルギー利用効率向上対策事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業(再生可能エネルギー利用)	地域脱炭素化推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

### 1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

南郷地域の人口減少の抑制には、地域の魅力を高め、にぎわいを生み出す取組が不可欠です。公共施設の適切な管理を推進するとともに、遊休化が進む施設について地域課題を解決する魅力ある利活用を進めます。

#### (1) 現状と問題点

- 本町では、公共施設の老朽化が進行しています。今後の人口減少を見据え、公共施設全体を包括した総合的かつ計画的なマネジメントを行っていく必要があります。
- 遊休化が進む町有地や施設は、地域の貴重な資源でもあります。創意工夫をいかしながら、有効活用に向けた検討を進め、町の魅力や活力につながる再生を図っていく必要があります。
- 個別施設計画の策定が行われていない施設があることから、今後の施設のあり方を踏まえ、策定の必要性を含め早急に検討を行う必要があります。

#### (2) その対策

- 公共施設等総合管理計画で定めた公共施設の延べ床面積「2割削減」の目標達成に向け、施設の統廃合を進めます。
- 閉校となった町内3つの中学校跡地やその他の遊休地及び遊休施設について、民間事業者と連携した活用検討を行い、地域の魅力創出と活性化につながる活用を行います。
- 個別施設計画の策定を推進するとともに、適正な修繕、更新費用等の把握を行い、財政負担の軽減を図ります。

分野別目標	基準年等	基準値		(令和12年度)
●公共施設等の延べ床面積 ※南郷地域	H27	40,700m <sup>2</sup>	⇒	39,200m <sup>2</sup>
●旧中学校施設等再生件数 (令和8年度から令和12年度の累計) ※南郷地域	—	—	⇒	1件

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区 分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項	過疎地域持続的発展特別 事業	公共施設等マネジメント推進事業	町	
	その他	南郷庁舎施設管理	町	
	その他	普通財産施設管理	町	
	その他	佐野駐車場施設管理	町	
	その他	旧町立南郷歯科診療所施設管理	町	
	その他	中学校跡地等活用推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の整備や維持管理については、1(10)に記載のとおり公共施設等総合管理計画に基づいて実施するものとします。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

本計画に記載した事業計画のうち、過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）を抽出して掲載しています。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）	官民連携住環境整備促進事業	町	民間のアイデアやノウハウを取り入れた住環境整備を推進するとともに、子育て支援と連動した仕組みを構築し、移住・定住の促進を図る。
		空き家等利用促進事業	町	空き家バンク制度の情報発信及び空き家利用希望者のマッチング支援等を行うことで、移住・定住の促進を図る。
		後継者対策事業	町	結婚希望者に対し出会いの場の提供や相談体制の充実を図り、結婚を支援することで移住・定住の促進を図る。
		定住促進奨励事業	町	移住・定住希望者に対し、お試し移住体験、定住促進補助金等の給付を行うことで、移住・定住を促進する。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業（人材育成）	地域おこし協力隊設置事業	町	地域おこし協力隊員を積極的に採用し、地域コミュニティの維持、活性化、町のPR等の活動を行うことで、移住・定住の促進を図るとともに、地域づくりの担い手となる人材の育成を図る。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業（地域間交流）	地域間交流推進事業	町	自治体間の相互交流を推進することで、関係人口の創出を図る。
		国際交流事業	町	国際交流及び多文化交流を推進することで、関係人口の創出を図る。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	園芸生産組織育成事業	協議会	JA新みやぎ南郷園芸生産協議会への支援を行うことで、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。
		認定農業者連絡協議会事業	協議会	認定農業者の育成及び連携を促進するため、美里町認定農業者連絡協議会への支援を行うことで、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。
		資金利子補給事業	県、町、農協	農業者に対し制度資金や災害資金等への利子補給を行うことで、担い手の確保及び農業施策の円滑な推進を図る。
		地域農業の担い手創出事業	町	農業者の経営規模拡大及び経営基盤強化の取組を支援することで、地域農業をけん引する担い手の確保を図る。
		アグリスタートアップ支援事業	町	地域農業の多様性を確保するため、小規模経営体における新たなビジネスモデルを創出することで、担い手の確保及び魅力ある農業の展開を図る。
		有害鳥獣駆除対策事業	町	農作物等の鳥獣による被害軽減するため、鳥獣被害対策を行うことで、魅力ある農業を展開する上で必要な生産環境の確保を図る。

みやぎの水田農業改革支援事業	町	需要に応じた米の計画的生産と水田の有効利用による転作の定着・拡大促進を目的とした機械導入等の支援を行うことにより、農業施策の円滑な推進を図る。
経営所得安定対策推進事業	協議会	農業経営所得の安定化に資するため、美里町地域農業再生協議会への支援を行うことで、農業施策の円滑な推進を図る。
農作物産地形成作付転換促進事業	町	汎用水田を活用した土地利用型野菜の生産を支援することで、農地利用の高度化による産地の形成を促進し、魅力ある農業の展開を図る。
環境保全型農業支援事業	町	農薬や化学肥料の低減及び消費者ニーズに応じた農業を推進するため、環境保全型農業に係る取組を支援することで、魅力ある農業の展開を図る。
園芸特産重点強化整備事業	町	国の指定産地及び県の振興品目の生産拡大を図るため、園芸施設整備及び機械導入を支援することで、魅力ある農業の展開を図る。
担い手確保・経営強化支援事業	町	意欲的に農業経営の発展を図る担い手に対し、経営改善等に必要な施設及び機械の導入支援を行うことで、経営感覚に優れた担い手の育成を図る。
アグリ・カーボンニュートラル推進事業	協議会	農業における環境への負荷低減を促進するため、美里町アグリ・カーボンニュートラル推進協議会へ支援を行うことにより、魅力ある農業の展開を図る。
農業振興事業	町	持続可能な地域農業の実現のため、経営・生産環境の向上につながる各種制度の運用を行い、農業施策の円滑な推進を図る。
農地集積集約加速化サポート事業	町	地域農業の中心的担い手の農地集積・集約を支援することで、農地利用の効率化と農業生産の向上を図る。
大崎地域世界農業遺産推進事業	協議会	農業が育む文化、生物多様性、農村景観等の保全、地域内産物の付加価値向上に取り組む大崎地域世界農業遺産推進協議会への支援を行うことで、地域産業の発展を図る。
農地・水保全管理対策事業	保全活動組織	地域の農地保全活動を支援することで、農村機能及び生産基盤の維持向上を図る。
田んぼダム普及促進事業	県、町	田んぼダムの普及を促進することで、豪雨被害等の軽減を図るとともに、農村機能及び生産基盤の維持向上を図る。
農業経営高度化支援事業	土地改良区	土地改良区が行う農地利用集積のための調整・推進活動等の支援を行うことで、農村機能及び生産基盤の維持向上を図る。
森林環境整備事業	町	森林経営管理制度に関する取組を行うことで、森林の適切な保全及び有効な活用を図る。

		畜産振興事業	町	畜産の経営体制及び生産基盤の維持促進のため、畜産クラスターを取組や素牛導入の支援等を行うことで、畜産経営の安定化及び持続化を図る。
(10) 過疎地域持続的発展特別事業(商工業・6次産業化)		中小企業振興事業	町、 商工会、 金融機関	中小企業・小規模企業に対し、円滑な設備投資、資金融通及び人材確保の取組の支援を行うことで、商工業の振興を図る。
		商工振興事業	町、 商工会等	町内商工業者の育成及び経営改善を促進するため、遠田商工会等への支援を行うことで、商工業の振興を図る。
		起業促進事業	町	起業及び第2創業を促進するため、起業サポートセンター「Kiribi」の運営や起業・創業に係るセミナー等の開催により、商工の振興を図る。
		アケル・プロジェクト(空き店舗等活用)推進事業	町	商店街を中心に町のにぎわいを創出するため、空き店舗等を活用した新規開業・開店を行う事業者等の支援を行うことで、商工業の振興を図る。
		企業立地促進事業	町	地域経済の活性化及び就業機会の創出を促進するため、企業への設備投資支援及び誘致活動を実施することで、商工業の振興を図る。
(10) 過疎地域持続的発展特別事業(観光)		観光物産振興事業	町、 物産観光協会	観光資源の発掘や物産品の開発・販売を促進するため、物産振興に総合的に取り組み、町の物産及び観光の振興を図る。
(10) 過疎地域持続的発展特別事業(観光)		観光コンテンツ創出支援事業	町、 商工会	観光客の受入環境の向上を推進するため、町のPR及び観光コンテンツの創出を行うことで、町の物産及び観光の振興を図る。
		産業振興催事開催支援事業	実行委員会等	物産品の販売促進、観光客の誘致促進及び地域資源を活用した住民参加型による産業振興催事を促進するため、催事の実行委員会等への支援を行うことで、町の物産及び観光の振興を図る。
		ふるさと応援寄附金返礼品創出支援事業	町	ふるさと応援寄附金制度における返礼品を充実するため、町内産品を活用した商品開発や魅力向上を支援することで、地域産業の振興を図る。
(10) 過疎地域持続的発展特別事業(その他)		シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センター	高齢者の社会参加及び就業を促進するため、シルバー人材センターへの支援を行うことで、雇用の安定化及び就労機会の拡大を図る。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業(デジタル技術活用)	自治体DX推進事業	町	デジタル技術を活用した新たな行政サービスの提供体制を構築することで、多様化及び高度化する住民ニーズに対応できる環境整備を図る。
		DXスマート窓口実証事業	町	窓口DX化及び窓口対応の質の向上を推進することで、住民サービスの向上と行政運営の効率化を図る。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業(公共交通)	公共交通確保維持事業	町	住民ニーズに適切した地域公共交通を確保するため、駅、病院、公共施設等を結ぶバス路線等の公共交通を確立することで、交通弱者の移動手段の確保を図る。

				る。
	(9)過疎地域持続的発展特別事業(その他)	交通安全推進啓発事業	町、団体	交通安全教育及び交通安全啓発活動実施により、交通安全の意識啓発を図るとともに、交通安全関係団体への支援を行うことで、交通安全の推進を図る。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業(環境)	狂犬病予防対策事業	町	狂犬病予防注射を周知し狂犬病発生を防ぐとともに、住民に動物の適正飼育を啓発し、人と動物の共生する社会の実現を図る。
		環境美化活動推進事業	町	環境美化推進員を設置し、ごみ集積所の管理運営及び害虫駆除等を実施することで、地域の環境美化を図る。
		空き家等対策事業	町	空き家等の適切な管理を推進するため、管理不全な空き家等に対し、必要に応じて助言・指導等を行うことで、生活環境の保全と防犯を図る。
		公衆衛生組合支援事業	組合	地区衛生組合への支援を行うことで、環境衛生の普及啓発と環境美化活動の推進を図る。
	(7)過疎地域持続的発展特別事業(防災・防犯)	消防団活動事業	町	火災や地震、風水害等の災害に備えるため、消防団員を確保し訓練を実施することで、地域防災力の向上を図る。
		水防事業	町	水害での被害を最小限に抑えるため、水害に対する備えを行うことで、水害に対する体制強化を図る。
		防災力向上事業	町、団体等	地域防災計画に基づき災害時において防災機関、各種団体、地域住民等の参加の下、迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう相互協力体制を確立することで、住民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。
		防犯推進啓発事業	町、団体	犯罪、事故等住民の治安に対する不安をなくすため、防犯等の啓発活動を行う防犯推進団体への支援等を行うことで、防犯意識の高揚と、住民による自主的な防犯活動の促進を図る。
	(7)過疎地域持続的発展特別事業(その他)	消費者行政推進事業	町	住民の消費者知識の向上に向けた取組を実施することで、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止を図る。
	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	町外保育施設利用支援事業	町
町内私立保育施設利用支援事業			町	町内私立保育施設の利用を希望する家庭を支援するため、利用調整及び施設運営支援を行うことで、仕事と子育てを両立できる環境づくりを図る。
認可外保育施設入所助成事業			町	認可外保育施設等を利用する保護者の経済負担を軽減するため、施設等利用給付費を支給することで、仕事と子育てを両立できる環境づくりを図る。
こども誰でも通園事業			町	保護者の就労状況等を問わず、保育施設等への通園を支援することで、子どもの良質な成育環境づくりを図る。

	なんごう保育園事業	町	なんごう保育園の利用を希望する家庭に対し、必要な保育を提供することで、仕事と子育てを両立できる環境づくりを図る。
	南郷放課後児童クラブ運営事業	町	南郷放課後児童クラブの利用を希望する家庭に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することで、児童の健全育成を図る。
	南郷子育て支援センター事業	町	子育て家庭を支援するため、子どもの遊びの場や子育て情報の提供等を行うことで、子どもの良質な成育環境づくりを図る。
	こども家庭センター運営事業	町	妊産婦及び子育て家庭に対し、情報提供、必要な調査及び助言等を行うことで、出産、子育てがしやすい環境づくりの推進を図る。
(8)過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	敬老事業	町	高齢者の多年の苦労をねぎらい長寿を祝うため、対象者に敬老金等を支給することで、敬老の意を表し福祉の増進を図る。
	老人クラブ支援事業	町、老人クラブ	高齢者の多様な社会活動と社会参加を促進するため、老人クラブへの支援を行うことで、生きがいづくりと健康づくりの推進を図る。
	高齢者外出支援事業	町	公共交通機関を利用することが困難な高齢者の外出を支援するため、移送用車両による送迎を行うことで、日常生活の維持を図る。
	高齢者等短期宿泊事業	町	在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者を一時的に保護するため、施設に短期宿泊させることにて、心身の安全の確保を図る。
	サービス・活動事業	町	高齢者の要介護状態の予防及び悪化等を防止するため、訪問型及び通所型サービスの提供を行うことで、健康づくりの推進を図る。
	一般介護予防事業	町	高齢者の健康寿命を延伸するため、通いの場の充実、ボランティア等の養成、専門職による指導等を行うことで、生きがいづくりと健康づくりの推進を図る。
	配食サービス事業	町	在宅の高齢者が健康で自立した生活を送るため、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を行うことで、日常生活の維持と健康づくりの推進を図る。
	家族介護者交流事業	町	介護者に対し、適切な介護に関する知識や対応方法、サービスの利用方法等について情報提供を行うことで、介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図る。
	高齢者等あんしん見守り支援事業	町	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、緊急通報装置を設置し、事故や急病等に対応できる体制を整備することで、日常生活における安心の確保を図る。

包括的支援事業	町	高齢者が健康で自立した生活を送るため、地域包括支援センターが中心となり、継続的かつ総合的なサービスの提供を行うことで、日常生活の維持と健康づくりの推進を図る。
権利擁護事業	町	高齢者が尊厳のある安心した生活を送るため、権利擁護支援及び成年後見制度の利用促進を支援することで、権利擁護の推進を図る。
生活支援体制整備事業	町	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、高齢者の生活支援を行う住民活動を支援することで、住民と協働した課題解決を図る。
高齢者紙おむつ等支給事業	町	在宅の高齢者が健康で自立した生活を送るため、紙おむつ等を支給することにより、経済的負担の軽減を図る。
成年後見事業	町	判断能力が不十分で身上監護等を必要とする障害のある方に対して、成年後見制度の利用促進を支援することで、権利擁護の推進を図る。
地域活動支援センター運営事業	町	障害のある方が地域において自立した生活を送るため、創作的活動、生産活動の機会を提供することで、社会との交流促進を図る。
障害者相談支援事業	町	障害のある方やその保護者等に対し、相談に応じ必要な援助を行うことで、地域で安心して暮らせる環境づくりの推進を図る。
早期療育指導訓練事業	町	子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、相談に応じ必要な援助を行うことで、障害の早期発見、早期療育及び子育て不安の軽減を図る。
社会参加促進事業	町	障害のある方が地域において自立した日常生活や社会生活を送るため、タクシー料金の一部助成等を行い移動手段の確保を支援することで、日常生活の円滑化と社会参加の促進を図る。
意思疎通支援事業	町	障害のある方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者等の派遣及び手話奉仕員の養成を行うことで、日常生活の円滑化と社会参加の促進を図る。
障害者団体スポーツ及びレクリエーション教室開催等事業	団体	障害のある方のスポーツ活動を通じた体力増強、交流機会を創出するため、障害者団体のスポーツ活動を支援することで、健康づくりと社会参加の促進を図る。
理解促進研修・啓発事業	町	障害のある方が生活を営む上で生じる「社会的障壁」への理解をより深めるため、住民等に対する研修・啓発を行うことで、共生社会の実現を図る。
自発的活動支援事業	団体等	障害がある方やその家族、地域住民等による自発的な活動を支援することで、共生社会の実現を図る。

(8)過疎地域持続的発展特別事業 (健康づくり)	後期高齢者保健事業	町	後期高齢者の生活習慣病、フレイル等を予防するため、健康教室及び保健指導等を実施することで、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。	
	後期高齢者健康診査事業	町	後期高齢者の生活習慣病、フレイル等を予防するため、健康診査及び受診勧奨を実施することで、健康の保持及び増進を図る。	
	結核健康診断事業	町	結核の早期発見及び早期治療につなげるため、結核健康診断を実施することで、感染症から住民を守るための保健活動の推進を図る。	
	高齢者等予防接種事業	町	高齢者等の予防接種を促進するため、接種費用の一部を助成することで、感染症から住民を守るための保健活動の推進を図る。	
	各種がん検診事業	町	がんの早期発見及び早期治療につなげるため、各種がん検診を実施することで、疾病から住民を守るための保健活動の推進を図る。	
	肝炎ウイルス検診事業	町	肝炎の早期発見及び早期治療につなげるため、肝炎ウイルス検診を実施することで、感染症から住民を守るための保健活動の推進を図る。	
	生活習慣病関連事業	町	住民の生活習慣病を予防するため、健康診査等を実施することで、疾病から住民を守るための保健活動の推進を図る。	
	健康づくり・食育推進事業	町	住民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくり教室及び食育教室等を実施することで、健康の保持及び増進を図る。	
	母子予防接種事業	町	母子の感染症予防及び発病防止のため、予防接種の接種体制の確保と必要性の啓発を行うことで、健康づくりの推進を図る。	
	母子保健事業	町	妊産婦及び子育て家庭に対し、適切な健康診査、育児相談及び個別訪問を行うことで、健康づくりの推進を図る。	
(8)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	社会福祉関係団体育成事業	社会福祉協議会	各種福祉事業を計画的に推進するため、美里町社会福祉協議会への支援を行うことで、住民の社会福祉活動への参加促進及び地域福祉活動の推進を図る。	
	民生調査委員設置事業	町	民生調査委員を設置し、社会的弱者の相談に応じ必要な援助を行うことで、社会福祉の増進を図る。	
	避難行動要支援者名簿等作成事業	町	要介護認定者や障害がある方等の避難行動を支援するため、要支援者名簿及び個別避難計画を作成することで、安全・安心な地域づくりの推進を図る。	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	南郷病院運営支援事業	町	南郷病院の運営を支援することで、地域医療の確保を図る。

8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (幼児教育)	幼稚園事業	町	遊びをとおして主体性と探求心を養う幼児教育を推進することで、豊かな心を持ち、明るく元気に遊ぶ幼児を育成する。
		私立幼稚園等通園支援給付事業	町	私立幼稚園等に通園する幼児の保護者に対し、施設等利用給付の支給を行うことで、幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る。
		預かり保育事業	町	保護者の多様な就労形態や子育てニーズに対応するため、町内全幼稚園で預かり保育を実施し、仕事と子育てを両立できる環境づくりを図る。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	小学校学力向上事業	町	児童一人一人の確かな学力を育むため、学力向上支援員を配置するとともに、総合学習調査や地元企業等と連携した体験活動を実施することで、学力向上を図る。
		小学校ESD(環境教育)推進事業	町	持続可能な開発のための教育(ESD)を踏まえた取組の一つとして、環境をテーマとした授業を実施することで、児童の環境への興味・関心を高めるとともに、公共施設が排出する二酸化炭素の削減を図る。
		小学校ICT教育推進事業	町	児童が、様々な情報の中から必要なものを選択し、主体的に学んでいく力を育成するため、ICT環境を効果的に活用し、情報モラルやプログラミング的思考などの情報活用能力の育成を図る。
		小学校教育振興事業	町	教育環境の充実に必要な人員の配置、教材、備品等の整備を行い、児童が楽しく学べる教育環境の整備を図る。
		中学校学力向上事業	町	生徒一人一人の確かな学力を育むため、総合学習調査や地元企業等と連携した体験活動を実施することで、学力向上を図る。
		中学校ICT教育推進事業	町	生徒が、様々な情報の中から必要なものを選択し、主体的に学んでいく力を育成するため、ICT環境を効果的に活用し、情報モラルやプログラミング的思考などの情報活用能力の育成を図る。
		中学校教育振興事業	町	教育環境の充実に必要な人員の配置、教材、備品等の整備を行い、生徒が楽しく学べる教育環境の整備を図る。
		中学校部活動支援事業	町	生徒の心身の均衡ある成長を期するため、中学校部活動の活性化を図る。
		地域学校連携事業	町	美里中学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校と地域が協働で学校運営や課題解決ができる「地域学校協働活動体制」を構築することで、特色ある学校づくりの推進を図る。
情操教育推進事業	町	児童及び生徒に、優れた芸術・文化に触れる機会を提供することで、豊かな情操を養うとともに、多様な価値観を許容する姿勢の形成を図る。		

		いじめ防止、不登校対策等事業	町	いじめ、不登校、ヤングケアラー等、児童生徒の抱える問題を早期に把握し、適切に対応するため、状況の調査や相談体制の充実、多様な学びの場の提供などの取組を進め、学びのセーフティネットの構築を図る。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	青少年育成事業	町	子どもたちの自主性や協調性等を育むため、インリーダー及びジュニアリーダーの養成研修、青少年育成団体の支援を行うことで、青少年の健全育成の推進を図る。
		文化振興事業	町、 団体	住民が文化・芸術に親しむ環境づくりを推進するため、発表会の開催、地域の文化・芸術クラブ団体等への支援を行うことで、文化活動の振興を図る。
		生涯学習活動支援事業	町	住民の興味・関心、ライフスタイルなどに応じた教室、講座等を開催することで、ニーズに即した生涯学習活動の展開を図る。
		心わきたつ学び共創事業	町	美里中学校を生涯学習の拠点とし、社会教育と生涯学習をつなぎ合わせた活動を推進することで、地域の活性化を図る。
		図書館サービス事業	町	住民の多様な読書等へのニーズに応えるため、図書資料を収集・整備し、貸出し等を行うことで、図書館の利用促進を図る。
		スポーツ推進事業	町、 団体	住民がライフステージに応じたスポーツ活動に取り組めるよう、大会の開催、スポーツ団体等への支援を行うことで、スポーツをとおした交流や健康づくりの推進を図る。
		学校体育施設開放事業	町	町内小中学校校庭、体育館及び武道場等を、スポーツ団体等の活動の場として開放することで、学校施設の有効活用を図る。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	外国語コミュニケーション能力向上事業	町	幼児、児童、生徒が英語に触れ、学ぶことができる機会を提供することで、グローバル社会を生きる上で必要な外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
		奨学事業	町	経済的理由により学資の確保が困難な者を支援するため、奨学資金の貸付けを行うことにより、学びのセーフティネットの構築を図る。
		南郷学校給食センター事業	町	南郷地域の幼児、児童に対し安全・安心な給食を提供することで、心身の健全な発達と健康の保持増進を図る。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	地域づくり支援事業	行政区	住民が地域課題に自ら向き合い解決に取り組むため、町内の各地域における地域づくり活動を支援することで、活力あふれる地域づくりの推進を図る。
		地域活動施設整備支援事業	行政区	住民が自主的に管理及び運営する集会所等の建設、修繕等の実施に際し、支援を行うことで、活力あふれる地域づくりの推進を図る。

		地域活動団体支援事業	団体	住民の自発的な地域活動を推進するため、地域活動団体を支援することにより、活力あふれる地域づくりの推進を図る。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業(地域文化振興)	文化財保存事業	町	歴史的価値の高い文化遺産を保存するため、文化財の調査を計画的に行うことで、文化財の保護、保存の推進を図る。
		郷土資料館運営事業	町	文化財への理解、関心を促進するため、郷土の歴史等に関する資料の収集、保管、展示等を行うことで、文化財の保護、保存の推進を図る。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業(再生可能エネルギー利用)	地域脱炭素化推進事業	町	住民及び事業者等に対し、再生可能エネルギーの利用促進に向けた啓発活動等を行うことで、温室効果ガス排出量の削減を図る。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2)過疎地域持続的発展特別事業	公共施設等マネジメント推進事業	町	公共施設等全体を包括し総合的かつ計画的な維持管理を推進するため、施設の集約、統合、再編等の進行管理を行うことで、施設の適切な管理及び財政負担の軽減を図る。

